

令和4年3月 井手町

# 3月定例会会議録

井手町議会

令和4年3月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（3月7日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	1 5
一般質問	1 5
谷田みさお議員	1 5
1 新型コロナウイルス感染予防対策について	
2 ゴミ収集場所の監視カメラについて	
3 町内の交通手段確保について	
脇本尚憲議員	2 5
1 ヤングケアラーの実態と対策	
2 Uターン移住者への定住促進支援策	
岡田久雄議員	2 9
1 人口減少対策としての商業施設誘致及び宅地開発について	
2 行政手続きのデジタル化及びマイナンバーカードの普及促進について	
奥田俊夫議員	3 5
1 広報等の配布や共同募金等の依頼について	
中坊 陽議員	3 9
1 山城多賀駅前商業施設誘致の進捗状況について	
2 国道24号城陽井手木津川バイパスの完成について	
議案第 3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件	4 3
議案第 4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件	4 4

議案第 5 号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定 の件	4 7
議案第 6 号	井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定 の件	5 2
議案第 2 1 号	工事請負変更契約について同意を求める件	5 5
議案第 9 号	令和 3 年度井手町一般会計補正予算（第 7 回）	5 8
議案第 1 0 号	令和 3 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正 予算（第 1 回）	7 0
議案第 1 1 号	令和 3 年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）	7 1
議案第 1 2 号	令和 3 年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算 （第 3 回）	7 4
発議第 1 号	ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議する決議	7 7
散会		7 8
署名議員		7 9

## 第 2 号（3 月 9 日）

応招・不応招議員		8 1
出席・欠席議員		8 1
出席事務局職員		8 1
出席説明員		8 1
議事日程		8 3
開会		8 4
会議録署名議員の指名		8 4
議案第 7 号	井手町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関す る条例の一部を改正する条例制定の件	8 4
議案第 8 号	井手町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正す る条例制定の件	8 8
議案第 1 3 号	令和 4 年度井手町一般会計予算	8 9
議案第 1 4 号	令和 4 年度井手町国民健康保険特別会計予算	8 9
議案第 1 5 号	令和 4 年度井手町水道事業会計予算	8 9
議案第 1 6 号	令和 4 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予	

算	8 9
議案第 1 7 号 令和 4 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	8 9
議案第 1 8 号 令和 4 年度井手町介護保険特別会計予算	8 9
議案第 1 9 号 令和 4 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	8 9
議案第 2 0 号 令和 4 年度井手町多賀財産区特別会計予算	8 9
散会	1 1 2
署名議員	1 1 3

### 第 3 号 ( 3 月 1 8 日 )

応招・不応招議員	1 1 5
出席・欠席議員	1 1 5
出席事務局職員	1 1 5
出席説明員	1 1 5
議事日程	1 1 7
開会	1 1 8
会議録署名議員の指名	1 1 8
議案第 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の 件	1 1 8
議案第 1 3 号 令和 4 年度井手町一般会計予算	1 2 0
議案第 1 4 号 令和 4 年度井手町国民健康保険特別会計予算	1 2 0
議案第 1 5 号 令和 4 年度井手町水道事業会計予算	1 2 0
議案第 1 6 号 令和 4 年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計予 算	1 2 0
議案第 1 7 号 令和 4 年度井手町後期高齢者医療特別会計予算	1 2 0
議案第 1 8 号 令和 4 年度井手町介護保険特別会計予算	1 2 0
議案第 1 9 号 令和 4 年度井手町公共下水道事業特別会計予算	1 2 0
議案第 2 0 号 令和 4 年度井手町多賀財産区特別会計予算	1 2 0
議案第 2 2 号 工事請負契約について同意を求める件	1 2 7
発委第 2 号 井手町議会広報発行に関する条例の一部を改正する 条例制定の件	1 3 0
閉会中の継続調査の申出について	1 3 1
閉会	1 3 5

署名議員 .....	1 3 6
------------	-------

第 1 号（令和 4 年 3 月 7 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

令和4年3月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

令和4年3月7日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 令和4年3月7日午前10時00分 議長 西島寛道

閉会 令和4年3月7日午後 3時35分 議長 西島寛道

応招議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	7番	丸山	久志
8番	中坊	陽	9番	谷田	みさお
10番	木村	武壽			

不応招議員

なし

出席議員

1番	奥田	俊夫	2番	脇本	尚憲
3番	谷田	利一	4番	西島	寛道
5番	岡田	久雄	8番	中坊	陽
9番	谷田	みさお	10番	木村	武壽

欠席議員

7番 丸山 久志

会議録署名議員の氏名

2番 脇本 尚憲                      9番 谷田みさお

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 長 森田 肇                      議会書記 梶田 篤志

議会書記 辻井 祐介                      議会書記 坂井幸一郎

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 汐見 明男                      副町長 島田 智雄

参 与 西垣 義郎                      教育長 中田 邦和

理事兼総務課長事務取扱 脇本 和弘

理事兼建設課長事務取扱 西岡 久

企画財政課長 花木 秀章

住民福祉課長 野崎 裕美

高齢福祉課長 寺井 佳孝

産業環境課長 菱本 嘉昭

いづみ人権交流センター所長・  
いづみ児童館長兼務 平間 克則

理事兼地域創生推進室長事務取扱 藤岡 栄

学校教育課長・  
自然休養村管理センター館長兼務 高江 裕之

税務課長 乾 浩朗

保健医療課長 中谷 誠

保健センター所長・  
地域包括支援センター所長兼務 畑中 博之

上下水道課参事 仁木 崇

社会教育課長・  
山吹ふれあいセンター所長・図書館長兼務 中坊 玲子

#### 議事日程

別紙のとおり

#### 会議に付した事件

別紙のとおり

#### 会議の経過

別紙のとおり



# 令和4年3月井手町議会定例会

## 議 事 日 程〔第1号〕

令和4年3月7日（月）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 議案第3号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件
- 第6 議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第7 議案第5号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第8 議案第6号 井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件
- 第9 議案第21号 工事請負変更契約について同意を求める件
- 第10 議案第9号 令和3年度井手町一般会計補正予算（第7回）
- 第11 議案第10号 令和3年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）
- 第12 議案第11号 令和3年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）
- 第13 議案第12号 令和3年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）
- 第14 発議第1号 ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議する決議

## 議事の経過

議長（西島寛道） 皆さん、おはようございます。早朝からのご参集、ご苦  
労さまでございます。

本日の会議に、丸山久志議員から欠席届が出ておりますので、ご報告申し  
上げます。

中坊 陽議員より、発議第1号、ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議  
する決議が提出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。

なお、日程事項として組み入れておきましたので、よろしく審議願います。

ただいまから令和4年3月井手町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議  
を開きます。

本日、汐見町長より3月定例町議会を招集されました。本定例会は令和4  
年度当初予算等が提案され、審議する誠に重要な定例会でございます。各議  
案につきまして慎重にご審議を頂きますとともに、円滑な議会運営が行われ  
ますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、脇本尚憲  
議員、9番、谷田みさお議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月25日までの19日間にし  
たいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西島寛道） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月  
25日までの19日間に決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定及び条例の一部改正の  
件6件、令和3年度補正予算4件、令和4年度当初予算8件、工事請負契約  
変更の同意案件1件、合計19件であります。

それでは、審議を行います前に、町長より挨拶並びに今期定例会に提出さ  
れました案件の提案理由の説明をいたしたい旨、申出がありますので、これ  
を許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） おはようございます。

本日、3月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

まず最初に、新型コロナウイルス感染症によってお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、現在療養中の多くの皆様方にも心からお見舞い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症についてであります。昨日まで31都道府県に発出されていたまん延防止等重点措置は、京都府を含め、北海道、首都圏、中京圏、関西圏などの18都道府県において3月21日まで延長となりました。延長となった18都道府県においては、新規感染者数が減少傾向となっているものの絶対数は大きく、重症化による病床使用率の高止まりも続いており、いまだ予断を許さない状況であります。

本町における感染状況につきましても、令和2年3月から昨年の9月下旬までの第1波から第5波における感染者数が103人であったのに対し、12月下旬から現時点までの第6波の感染者数は238人に上っており、極めて多くの感染者が発生している状況であります。これらの感染された方の中で自宅療養をされている方や濃厚接触者として自宅待機をされている方に対しましては、本町独自の支援事業として、食料品や日用品等の物資を希望された29世帯51人の方に配付するとともに、感染された方に対して状況の確認や相談対応を行うなど、感染等に伴う住民の方々の不安の軽減に努めているところであります。

また、新型コロナワクチンの追加接種につきましても、1月29日から集団接種を、2月1日から個別接種を開始したところでありまして、既に65歳以上の方に対する集団接種及び個別接種は完了をしております。現在は、引き続き64歳以下の方に対しまして集団接種を実施しているところであり、追加接種の対象となる18歳以上の初回接種済者約5,600人のうち、約3,200人の方の接種が完了をしております。感染が継続する中、追加接種を希望される方に対する接種をできる限り早く終わらせるように対応を進めており、集団接種は4月3日で、個別接種は4月下旬でおおむね完了する見込みで、5歳から11歳の小児接種につきましても、3月下旬から順次進

めてまいりたいと考えております。

新型コロナウイルス感染症につきましては、京都府内において感染力の強い別系統のオミクロン株による感染が確認されるなど、その局面は絶えず変動をしております。常に最新の情報を注視し、国や京都府と連携しながら、しっかりと対応してまいらなければならないと考えております。

また、現在、予断できない出来事としてウクライナ情勢があります。今年の2月24日、ロシアはウクライナの主権と領土を侵害する軍事侵攻を開始しました。これはまさに侵略であり、武力の行使を禁じる国際法に違反し、国際憲章の重大な違反であります。ロシアの軍事侵攻に対し、先進7か国は同日、緊急の首脳会議を開き、ロシアのウクライナ侵攻を非難するとともに、NATOやEUとも連携して厳しい経済金融制裁を科することを決定し、国際社会と連携してロシアを国際金融システムから、世界経済から隔離させるための措置が講じられました。

また、日本時間の今月3日に行われた国連総会において、ロシアによるウクライナ侵攻を国連憲章違反と断じ、ウクライナからの即時撤退などを求める対ロシア非難決議が賛成141か国、反対5か国の圧倒的多数で採択されたところであります。力による一方的な現状変更は断じて認められず、今回の軍事侵攻はヨーロッパにとどまらず、アジアを含む国際社会の秩序の根底を揺るがしかねない極めて深刻な事態であります。台湾への中国の軍事侵攻の可能性が北朝鮮のミサイル問題と併せて、東アジアにおける大きな懸念となっている今、北方領土や竹島という領土問題や尖閣諸島をめぐる現状を抱える我が国にとって、安全保障の観点からも見逃すことのできない大きな問題となっております。

いずれにいたしましても、このようなロシアの行動は冷戦後の平和原則を踏みにじる行為であり、断じて許容できるものではないことから、今月2日、私と西島議長との連名でプーチン大統領に対し、ロシア軍の即時撤退と世界の恒久平和の実現に向けた、国際法に基づく誠意ある対応を強く求める抗議文を送付いたしております。日本、アメリカ、ヨーロッパをはじめ、民主主義や法の支配といった普遍的価値を共有する世界の国々が強固な結束を示し、主権を持つ独立国家に対する軍事的侵略の早期終結を求めるとともに、領土問題や尖閣諸島をめぐる問題を抱える我が国においても、有事への備えをしっかりとしていく必要があると強く感じているところであります。

次に、令和4年度の国の予算及び財政投融资計画についてであります。国の予算の基本的な規模を示す令和4年度一般会計歳入歳出概算の規模は10兆5,964億円、前年度比9,867億円、0.9%増で、基礎的財政収支対象経費は8兆3,166億円、前年度比3,422億円、0.4%増となっております。

一方、これらの財源を確保するため、令和4年度の国債発行見込額は約36.9兆円、令和4年度末の公債残高は、令和3年度より約2兆円増えて、約1,026兆円程度となる見込みであります。

また、財政投融资計画の企業は1兆8,855億円、前年度比2兆2,010億円、53.8%減となっております。

なお、国の令和4年度予算案は2月22日の衆議院本会議で可決されました。現行憲法下で2番目の速さで通過したことになりますが、これで衆議院の優越規定、いわゆる30日ルールによりまして、年度内の成立が確実となっております。

次に、令和4年度の地方財政対策についてであります。

令和4年度においては社会保障関係費の増加が見込める中、地方が地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防防災力の一層の強化等に取り組みつつ、交付団体をはじめ、地方が安定的な財政運営を行うために必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度に比べ、203億円増の6兆1,350億円と、令和3年度地方財政計画を上回る額が確保されております。

また、地方交付税総額についても、前年度を0.6兆円上回る18.1兆円を確保することができました。厳しい状況の中でそれぞれ前年度を上回る額が確保できましたのは、地方6団体の固い結束と国会議員の力強い支援等によりまして、昨年6月の骨太の方針、令和4年度から令和6年度までの3年間、地方の一般財源総額について令和3年度の地方財政計画の水準を下回らないよう自主的に同水準を確保する、いわゆる同水準ルールを明記させることができたことが大きな要因であると考えております。

次に、令和4年度の町政運営に当たっての基本姿勢並びに予算編成に当たっての基本方針であります。

私の基本姿勢といたしましては、住民各位のご賛同を得て栄えある町長に就任以来、町の主人公は住民との認識の下、各種団体をはじめ住民との対話

を重ね、住民と一体となって歩んでまいりました。今後も引き続き、この基本姿勢を堅持しつつ町政を推進してまいりたいと考えております。

本町の財政は、町税等の自主財源に乏しく、地方交付税や国府支出金などの依存財源に頼っていることから、経済動向や国・府の対応によりまして大きな影響を受けるという構造になっております。したがって、財政構造を転換しない限り、今後も厳しい財政状況が続くものと考えております。

しかしながら、いかなる財政状況下におきましても、行政の果たすべき役割はますます重大なものとなってきており、以前から実施してまいりました道路・下排水路などの生活基盤の整備・拡充や地域福祉をはじめとする福祉の充実、住民の健康増進、教育の充実、環境保全や防災対策の強化、商工業の活性化や農業の振興、差別解消に向けた人権啓発など、継続的な取組をさらに積極的に推進していく必要があります。特に財政が厳しくなればなるほど後退が余儀なくされる教育や福祉などについては、今後も後退させることのないよう努めてまいりたいと考えております。

また、本町の最も大きな課題は、人口の減少を食い止め、いかにして町を活性化させるかであります。そのためには利便性の向上を図るためのＪＲ奈良線の複線化、雇用の創出や税収の確保のための企業誘致、そして住宅地をはじめとする開発適地拡大のための国道２４号城陽井手木津川バイパスの整備の三つが最も重要であると考えておりました。令和４年度もこれらの事業を着実に前進させるために、最大限の努力をしてまいりたいと考えております。

さらに、今年度は防災拠点としての機能の充実と住民サービスのさらなる向上を図るための庁舎建設や山吹ふれあいセンターの移転をはじめ、人口減少を食い止めるために必要となる住宅確保に向けた国道２４号城陽井手木津川バイパスと市街地とのアクセス道路となる町道整備や、老朽化している多賀地区の町営住宅の建て替えなどの事業を進めるとともに、ＪＲ山城多賀駅前商業施設の早期開業についても全面的に支援していく必要があると思っております。

また、第５次井手町総合計画で町の将来像に掲げた「～居心地良く、住んでみたい、住み続けたい～安心・安全で豊かな自然と利便性が共存する新しいまち」の実現に向けて、しっかりと取り組んでまいらなければならないと考えております。

今回の予算編成におきましては、こうした点を十分念頭に置くとともに、その他の各分野につきましても行政の継続性を確保しつつ、住民生活に支障が生じないよう所要の経費を計上させていただいております。なお、歳入の柱であります町税では、新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの一定の増収を見込んでおります。一方で、大型事業の実施により多額の財源不足が生じる見込みでありますので、このような事態に備え、これまで積み立ててきた各種基金を有効に活用しながら、行政水準や住民サービスが向上できるよう編成を行っております。

また、歳出におきましても、例年のとおり既定経費のさらなる合理化と財源の重点的・効率的な配分をはじめ、経常的な一般行政経費につきましてもは極力その抑制を図り、その節減に努めてきたところであります。その結果、令和4年度一般会計の予算の総額は80億3,100万円で、前年度と比較いたしまして32億2,000万円、率にして66.9%増となっております。今回の予算は、庁舎建設、山吹ふれあいセンターの移転、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業や老朽化している多賀地区の町営住宅の建て替えなどにより、過去最高額であった昨年度の48億1,100万円を大きく上回る過去最大の予算規模となっております。

また、特別会計予算と合計しますと総額は109億2,114万8,000円で、前年度と比較いたしまして33億5,904万3,000円の増となっております。

現在、本町は、財政の健全化を判断する実質公債費比率はマイナス1%、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は79.3%と、昨年度に引き続き、府内26市町村の中で最もよい数値となっており、良好な財政状況にあります。しかしながら、JR奈良線高速化・複線化第二期事業や老朽化している多賀地区の町営住宅の建て替え、さらには庁舎建設、山吹ふれあいセンターの移転などの大型事業の実施により基金の多額の取崩しや地方債の借入れを予定しておりますので、今後の財政運営に当たっては、より一層気を引き締めてまいらなければならないと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第3号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件ほか18件の案件につきましても、その概要をご説明申し上げます。

議案第3号から議案第8号までの6件は、いずれも条例の制定並びに一部

改正であります。

議案第3号は、本町の施策の推進を図るため、本町職員を公益的法人等に派遣するための条例の制定であります。

議案第6号は、育児・介護休業法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第5号は、人事院勧告に準拠した条例の一部改正であります。

議案第6号は、地方税法施行令の改定に伴う条例の一部改正であります。

議案第7号は、消防団員の報酬の引上げ及び出動手当を報酬に変更するとともに、当該報酬額の見直しを図るための条例の一部改正であります。

議案第8号は、年金制度の機能強化のための国民年金法等の改正に伴う条例の一部改正であります。

議案第9号は、令和3年度一般会計の補正でありまして、補正総額は5,290万3,000円の増で、補正後の一般会計予算は60億8,360万5,000円であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係であります。ご寄附を頂きましたのでその趣旨に沿いまして、ふるさと応援基金積立金に529万7,000円、社会福祉基金に30万円それぞれ計上いたしております。

次に民生費関係であります。事業の精算等による返還金等に205万3,000円計上いたしております。

次に農林関係であります。法に基づく大正池の劣化状況調査に526万円、老朽化している浜・鐘付水利施設の長寿命化を図るための機能保全計画の策定に1,000万円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係であります。国の補正予算において交付決定があったことから、町道29号線道路改良に190万円、町道13号線道路改良に1,200万円、町道1号線他道路改良に1,300万円、町道18号線他道路改良に1,400万円、橋梁長寿命化事業に1,300万円それぞれ計上いたしております。

次に教育関係であります。土木関係同様、国の補正予算において交付決定があったことから、町内小学校の新型コロナウイルス感染拡大防止関連費用に270万円計上いたしております。

以上が一般会計の補正の概要でありまして、その財源といたしましては、



国・府支出金 4,671万1,000円、財産収入 14万6,000円、寄附金 559万7,000円、繰入金 2,465万1,000円の減、町債 2,510万円計上いたしております。

議案第10号から議案第12号までの3件は、いずれも令和3年度特別会計の補正でありまして、財政見通しや各種事業の確定などにより、それぞれ所要額を計上いたしております。

議案第13号は、令和4年度一般会計予算であります。

歳出予算につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず議会関係であります。地方議会議員年金制度の廃止に伴う共済会負担金に 834万7,000円計上いたしております。

次に総務関係であります。安心・安全のまちづくりを図るため、交通安全灯やカーブミラー等の交通安全施設整備に 179万5,000円、地域の防犯力の向上を図るため防犯カメラ整備に 200万円、公共下水道事業や国民健康保険事業、介護保険事業などの他会計への繰り出しに 4億7,674万6,000円、空き家の利活用をさらに促進するため、空き家再生支援に 250万円、自治体DXを推進するため、現在紙で管理している各種台帳等をデジタル化して一元管理するための基盤となるデジタル地番図整備に 1,150万円それぞれ計上いたしますとともに、JR奈良線高速化・複線化第二期事業の補助に 2億723万7,000円、新庁舎建設関連費用に 2億1億3,434万2,000円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係であります。地域福祉対策や障害者福祉対策では、社会福祉協議会をはじめ関係団体への助成に 1,999万7,000円、障害者自立支援事業に 2億1,933万4,000円、地域生活支援事業、身障児者補装具購入補助、障者施設通所交通費助成に 1,566万2,000円それぞれ計上いたしますとともに、障がい者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を図るため、外出困難な障がい者に対してタクシー料金を助成する福祉タクシー事業に 232万2,000円計上いたしております。

高齢者対策では、デイサービス事業や介護保険以外の事業を委託いたしております社会福祉法人弥勒会への委託費に 1,080万9,000円、社会福祉協議会に管理していただいております玉泉苑、賀泉苑の管理委託に 700万円、老人クラブ活動助成、敬老事業に 1,100万2,000円、後期高齢者医療負担金に 1億600万円それぞれ計上いたしますとともに、高齢

運転者の交通事故を抑止するため、自動車緊急発進防止装置取付補助に20万円計上いたしております。

医療対策では、老人医療に859万円、身障、ひとり親家庭の福祉医療に3,055万円それぞれ計上いたしますとともに、満18歳に達する日以降の最初の3月31日まで完全無料化する子育て世代等への医療費助成に2,397万円計上いたしております。

児童福祉対策では、児童手当等に8,312万9,000円、子育て支援センター運営費に849万1,000円、一時預かり事業に606万円、保護者が疾病等の理由により児童を養育することが困難となった場合に、児童福祉施設において一時的に養育する子育て短期事業に7万8,000円、病児保育の利用料助成に3万円それぞれ計上いたしますとともに、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを支援するための子育て支援チャイルドシート等購入費補助に37万5,000円、井手町の次代を担う子どもの出産を祝い、子育て世帯を応援することを目的に、出生後最初に井手町の住民基本台帳に記録された児童の保護者に対し、児童1人につき10万円を支給する井手町出産応援給付金に400万円、保育園運営費に2億8,424万4,000円それぞれ計上いたしております。なお、本町では、子育て支援の一層の充実を図るため、保育園児の給食費相当分680万円全てを町で負担しております。

次に衛生関係であります。65歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種費用の助成を含めた予防接種事業に2,553万9,000円、55歳以上の方を対象にした各種がん検診についても、多くの方に受診していただけるよう全て無料とする健康増進事業に1,401万6,000円、乳幼児健診や育児相談などに446万4,000円、妊婦健康診査に456万2,000円、養育医療費に75万4,000円、新型コロナウイルスワクチン接種事業に2,100万円それぞれ計上いたしております。

また、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進を図るため、薪ストーブ等の設置補助に45万円、エネルギーの安定確保と自立型エネルギーの普及を図るため、住宅用太陽光発電システム等の設置補助に140万円それぞれ計上いたしております。

さらに、ごみの収集運搬委託に5,200万円、家庭生ごみ自家処理容器等購入補助や再生資源集団回収事業補助に132万2,000円それぞれ計

上いたしております。

次に農林関係であります。農地利用の適正化を図るため、良質米出荷奨励事業に50万円、豊かな緑と清流を守る協議会補助に30万円、森林経営管理制度を進めるための森林整備事業に385万円それぞれ計上いたしますとともに、農業の担い手に対する負担軽減を図るための地域営農継続支援事業に30万円、近年増大する鳥獣被害に対応するための有害鳥獣駆除に717万円それぞれ計上いたしております。

次に商工関係であります。商工業の振興を図るため、商工会への振興事業補助に850万円、融資を受けられた商工業者への保証料補給に250万円、中小企業の負担を軽減し、経営の安定を図るため中小企業融資利子補給に100万円それぞれ計上いたしますとともに、コロナ禍における地域経済の活性化と消費者支援を図るため、商工会が平成25年度から実施されているプレミアム付き商品券の発行補助に1,730万円、町内の商店街の活性化を図るため商工会が実施されている、いでちょう百縁商店街事業の補助に40万円、町内での企業の立地を促進し、地域経済の活性化と雇用創出を図るため、条例に基づき企業立地促進助成に47万5,000円それぞれ計上いたしております。

次に観光関係であります。さくらまつり実行委員会への補助に450万円、地域資源のブランド化等を図り、地域の稼ぐ力を創出することを目的とする「お茶の京都DMO」等への負担金に177万円、本町のまちづくりの拠点である、まちづくりセンターのさらなる利用促進を図るため、まちづくりセンター施設整備に162万円それぞれ計上いたしております。

次に土木関係であります。傷んだ道路の舗装を改良し安全通行を確保するための道路舗装に1,130万円、令和4年4月開校予定の京都府立特別支援学校への救急車両の進入路となる町道整備に1億円、国道24号城陽井手木津川バイパスのアクセス道路となる町道整備に4,500万円、JR山城多賀駅前商業施設建設に関連した町道整備に1億円それぞれ計上いたしております。

河川事業では、施設の老朽化等に対応するため、下排水路改修に1,410万円、近年の台風等豪雨による河川氾濫等を踏まえ、適切な河道断面を維持するための町内河川浚渫に600万円それぞれ計上いたしております。

住宅関係では、経年劣化した町営住宅の外壁を改修し、住環境の向上を図

る町営住宅外壁改修に2,860万円、老朽化した多賀地区町営住宅の建替事業に8,500万円それぞれ計上いたしております。

次に消防関係であります。京田辺市に事務委託いたしております常備消防費委託料に1億9,392万5,000円、さらなる防災・減災のため、防災広場整備に7,170万円それぞれ計上いたしますとともに、新庁舎等計画地内に新設する防災倉庫の整備に4,290万円、購入から17年が経過し、老朽化している消防ポンプ自動車の更新に6,463万円それぞれ計上いたしております。

次に教育関係であります。小学校5年生と中学校2年生・3年生の全員が受検する算数・数学検定の検定料の全額補助に47万9,000円、中学校生徒のさらなる英語力向上に向けた英検チャレンジ推進事業に62万2,000円、オーストラリアの姉妹校の生徒を受け入れるための費用に100万円、来年度で創立150周年を迎える井手小学校の創立記念事業に74万円それぞれ計上いたしますとともに、保護者負担軽減施策として全額補助を実施する学校給食費支援事業に1,720万円、新型コロナウイルス感染防止対策のため十分な換気を行いながら、児童が教室で安心して学校生活を送られるよう、空調機能の向上を図る小学校空調整備に3,410万円それぞれ計上いたしております。

社会教育では、放課後児童クラブに2,122万円、住民の学習発表や交流の場としての文化祭に383万7,000円、美しいまちづくり推進協議会をはじめ各種団体助成に233万6,000円それぞれ計上いたしますとともに、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備に伴い移転する山吹ふれあいセンターの建設事業に13億9,898万8,000円計上いたしております。

また、多くの住民にご利用いただいております図書館の運営費に3,953万2,000円計上いたしております。

保健体育では、住民の体位の向上と健康増進のための地域スポーツ活動に38万9,000円、スポーツ協会をはじめ各種団体助成等に410万円それぞれ計上いたしております。

以上が一般会計歳出予算の概要でありまして、その財源といたしましては、国・府支出金や町債等の特定財源51億1,561万3,000円、町税や地方交付税等の一般財源29億1,538万7,000円計上いたしており

ます。

議案第14号から議案第20号までの7件は、いずれも令和4年度の特別会計でありまして、説明は省略させていただきますが、今回の特別会計予算全体の総額は28億9,014万8,000円で、前年度と比較いたしまして1億3,904万3,000円、率にして5.1%の増となります。

議案第21号は、地方自治法並びに条例の規定に基づき工事請負契約を変更するに当たり、議会の同意を得ようとするものであります。なお、多賀地区町営住宅建築工事については、予定価格が5,000万円以上であることから、地方自治法並びに条例の規定に基づき工事請負契約を締結するに当たり、議会の同意を得る必要がありますので、事務手続が整い次第、今会期中に追加提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げ、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（西島寛道） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から2月分の例月出納検査結果報告が提出され、その写しをお手元に配付しておりますので、ご覧おき願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は5名であります。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

谷田みさお議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

まず、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻が続く中、多くの民間人の命まで失われている状況に大変強くロシアに対して抗議の意思を表明して、質問に入りたいと思います。

まず1番目に、新型コロナウイルスの感染予防対策についてです。

本年に入り、オミクロン株による新型コロナの感染第6波となり、政府の

対策は後手後手に回り、遅い、成り行き任せだとの批判が沸き起こっております。

本町での第6波の感染状況の特徴はどんなものですか。

自宅療養者や濃厚接触者への食料等の支援や相談支援の実績はどうなっていますか。

ワクチン3回目接種の進捗状況はどうなっていますか。

京都府が行っている無症状者の検査環境整備事業では、国が有症状者に対する検査を優先するという方針を出しましたので、当面の間、検査件数を制限することになったものの、2月16日現在府内の109か所でPCR検査あるいは抗原検査を無料で行っていると発表されております。

本町でも身近に検査できる場所が必要ではありませんか。3月上旬、3月9日開店と発表されておりますけれども、町内に開店する大手ドラッグストアで検査できるよう求めているのでしょうか。

保育園や小・中学校、高齢者施設に検査キットを配布しておいて、看護師や保健師の派遣などで検査のための支援を行えませんか。

5歳から11歳のワクチン接種の予定はどうなっていますか。どのような方法で接種をするのでしょうか。接種をするかどうかは保護者が選んで行うわけですが、接種を希望する場合はすぐに予約できるよう、接種券は早めに送付すべきではないか伺います。

2番目に、ごみ収集場所の監視カメラについてです。

最近、町内のごみ収集場所に監視カメラがつけられているところがあります。どのような目的と基準で、いつから、どの場所に、何か所つけているのでしょうか。撮影方法、記録方法はどのようなもので、記録はどう活用していますか。

悪質な不法投棄の行為者の特定が必要な場合であっても、特定の個人が識別できるようなレベルの映像は、個人情報保護法で規定される個人情報に当たります。カメラによる撮影は目的達成に必要な最低限度にすべきであって、住民にカメラが設置されていることを周知する必要があります。カメラ設置の前に「不法投棄があるため、監視カメラを設置します」などの看板を設置するだけでも効果が上がる場合もあるかと思えます。

町内には既に学校や駅、商店などに防犯カメラがたくさん設置をされておりますが、私有地に設置している人もあると思われれます。法律に準じた正し

い取扱いや管理をしなければ、目的が防犯であってもプライバシーの侵害になることから、経済産業省や京都府も個人情報保護のためのガイドラインを定めております。本町ではどのようなガイドラインを設けているのでしょうか。住民にはどのように周知をしていますか。お伺いします。

3番目に、町内の交通手段の確保についてです。

「第3次井手町地域福祉計画・地域福祉活動計画～井手町あいあい（Iあい）プラン～」というものの素案が発表されまして、パブリックコメントの募集が行われておりましたが、この中に、住民アンケート調査から見る状況というものがある、その中にも地域の課題として「移動手段がない人への移動支援」というものが上位に挙げられておりました。

また、ワークショップから見る状況というのもありまして、「町内の移動手段がなく、特に高齢者の移動が課題」と挙げられておりました。

それに対して町はどう取り組むかということで、町の取組として「アンケートの結果等でも移動に関するご意見が多く挙がっていることなどから、今後、関係団体との連携の下、新たな移動支援事業の検討を進めていきます」と書いてありました。

ここでいう新たな移動支援事業とはどういうものなのか、お伺いします。

社会福祉協議会が現在行っている福祉有償運送は、単独で公共交通機関を利用することが著しく困難な人の通院や公的機関への送迎に限定しておられます。これはあくまで実費程度しか報酬のない有償ボランティア運転手に頼るものですので、対象を絞らざるを得ないと思います。

住民アンケートに見られるような移動手段がない人全般への支援ということにはなっていないわけです。新たな移動支援事業といっても、運転手確保が非常に難しい有償ボランティアに頼ったまま、多少対象を広げるというのはなく、民間のバス会社やタクシー会社などと連携し、運転はプロにお願いし、乗る人を限定せずという継続できるシステムを採用しないと、実際には絵に描いた餅になるのではないのでしょうか。

移動手段が課題だという多くの住民から突きつけられている問題を町はどのようにして解決していくのか、お伺いをいたします。

以上です。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症予防対策についてであります。本町での第6波の感染状況の特徴であります。年齢別に見ますと50歳代までの、特に20歳代の方の感染が多いこと、また、従前と比較して同一世帯内で複数の陽性者の発生が多く見られることから、家庭内での感染が増加しているのではないかと考えられます。

自宅療養者・濃厚接触者への食料支援、相談支援の実績、ワクチン3回目接種の進捗状況につきましては、議会開会の挨拶の中で町長が申しましたとおりでございます。

次に、京都府が行っている無症状者の検査環境整備事業につきましては、現在、山城北保健所管内においては20か所で検査の実施をされていますが、京都府では既に事業者の登録受付を終了していると聞いているところであります。

次に、保育園、小・中学校、高齢者施設での検査につきましては、保育園、小・中学校につきましては、昨年、国から抗原検査キットが配布されたところではありますが、症状が出たらすぐに医療機関を受診するよう指導しており、抗原検査キットを利用する機会はほとんどなく現在に至っているところであります。高齢者施設につきましては、まん延防止等重点措置の適用期間中は、府の事業として毎週職員に対するPCR検査が実施されているところであります。

5歳から11歳のワクチン接種につきましては、2月21日に予防接種実施規則が改正され、小児に対するワクチン接種の実施が決定されたところであります。追加接種を希望される18歳以上の方に対する接種をできる限り早く終わらせるよう対応し、小児接種については3月下旬に保健センターにおいて集団接種を実施するよう準備を進めているところであり、接種券は既に送付しております。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 2点目のごみ収集場所の監視カメラについてであります。近年、町内の特定の集積ステーションで不法投棄が頻発してい



ることから、該当区からの相談や監視カメラの設置要望を受け、同意を得た箇所について監視カメラの設置をし、不法投棄の行為者、車両等を特定するためだけに使用しております。なお、設置した箇所での不法投棄は減少していることから、抑制効果はあるものと考えております。

令和2年10月に井手北区1か所、南区2か所、令和4年1月に多賀南部区1か所に設置しており、赤外線センサーによる静止画または動画撮影を行い、カメラ内部の記録媒体に記録し、問題が発生した場合のみ映像を確認することとしておまして、通常時のデータは一定時間ごとに上書き処理される仕組みとなっております。

また、カメラの撮影範囲についても、カメラの設置位置や角度を調整することで撮影範囲を必要最低限の範囲に調整するなど、できる限りのプライバシーへの配慮を行っております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 防犯カメラの目的は、主として犯罪の防止につながる抑止効果を図るとともに、犯罪が発生した場合にはその防犯カメラにて確認できることから設置するものとされております。

本町では、これまでから防犯カメラを設置する際には、警察と協議しながらプライバシーに配慮するとともに最小限度の箇所にとどめつつ、必要かつ効果的な箇所に設置してきたところであります。

また、京都府においては、平成18年12月に府内の個人や事業所に対して、防犯カメラの有用性とプライバシー保護の調和を図るため、防犯カメラの管理・運用に関するガイドラインが策定され、防犯カメラの適切な管理・運用に配慮しなければならない事項がまとめられております。

なお、本町においては、京都府のガイドラインに則して管理・運用しているところであり、当該ガイドラインにつきましては府のホームページに掲載されております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 3点目の町内の交通手段確保についてであります。新たな移動支援事業につきましては、社会福祉協議会において高齢者の方に対する新たな移動支援の内容や事業手法について、京都運輸支局へ相

談・協議を行うとともに、様々な角度から検討を始められているとお聞きしており、本町においては昨年12月に開催した町内の各種関係団体との意見交換等の場である町長懇談会において、社会福祉協議会から、今後、新たな移動支援事業の検討を始められることについて説明を受けるとともに、事業実施に当たっての積極的な支援について要請を受けているところであります。

本町といたしましては、単独で移動手段がない高齢者等の方に対する支援事業は安定して継続できることが重要であり、効果的・効率的な運営内容が求められると考えておりました。社会福祉協議会における検討結果を聞かせていただき、十分に協議した上で、本町の支援について対応を検討してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 再質問じゃなくて、まず1番目のコロナ感染予防の対策について、答弁を求めます。挨拶で済ますなんて、議会の一般質問をどう考えているんですか。住民の皆さんの信託を受けて、議員が代表して質問をしているんです。答弁してもらわないと困ります。挨拶で済ますなんて駄目です。まずそれをお願いします。言った人が答えるんじゃないの。そもそも挨拶で言ったから、答弁で答えない。そこまでして答えたくないんですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 畑中保健センター所長。

保健センター所長（畑中博之） 自宅療養者・濃厚接触者への食料支援、相談支援の実績でございますけれども、町長が挨拶で申し上げたとおり、29世帯の51人の方に配付をしている状況でございます。

また、感染された方に対して状況の確認や相談対応を行うなど、感染対策にご不安を感じる方々の不安軽減のために努めているというところでございます。

3回目の接種の状況につきましては、町長が挨拶で申し上げたとおり、約3,200人の方が接種を完了しているというところでございます。

以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお）　　そこまでして特定の議員の質問には答えたくないんですか、町長。なぜ質問で出ている内容を挨拶で済ますんですか。もちろん挨拶の中で詳しく町長が触れていただくのは結構なことだと思いますよ。だけど、それがなぜ答弁と代わるんですか。そんな姿勢は私自身に対する侮辱であるというだけでなく、議会全体をばかにされているんじゃないですか。本当にそんなことを許していたら、一般質問になんか答えなくていい、挨拶を読んでおけということになるんですか。とんでもないですよ。そういう姿勢が本当に、住民が主人公といつも町長がおっしゃっている言葉と矛盾するんですよ。言っていることとやっていることと違うんですよ。本当にそういう態度を改めてもらわないと困ると思います。改めてください。ちゃんと町長が答えたらいいじゃないですか。挨拶で触れたから終わり、挨拶で言ったとおりって。

挨拶でももちろん言ってもらったらいいいんですよ。だけど、ちゃんと答弁してくださいよ。答弁がされてないと言っているんですよ。私が質問したことに対してきちんと答弁がされてないんです。今言われたことと最初の町長の挨拶とでは、細かい点は全く一緒じゃありませんよ。どっちが本当なんですか。全部きちっともう一回、町長から答弁してもらってください。それが1点。

それと、2点目の防犯カメラの問題ですけれども、確かに、カメラを設置していますということが書いてあるところもあるんですが、それが何も書いていない場所もあるんです。いろんなところから要望があったからすぐつけるということじゃなくて、住民の皆さんに、あるいは不法投棄者に対して不法投棄をさせないということが一番ですから、そういう注意喚起をまずやる。そして看板をつける。その上で収まらなかったらカメラについてどうしようかということで、地元と相談するということはあると思います。南部の場合はそういうところの問題点を申し上げたので、この場所につけますからという回覧は回ってきました。だけど、やっぱりそこに不法投棄をしておられる人は、そこにゴミを捨てに来ておられる人ではないんじゃないかと思えますから、それだけでは不十分なわけで。

そこに、ここは不法投棄を許しませんという看板をちゃんとつけないと、監視カメラをこれが収まらないとつけますよということを第2段階としてやらないと、突然やるというのはやっぱり、そのカメラはどこを向いているの、

私らが通行しているところまで撮っているのという疑問を持たれる方もあるかもしれませんから、第1段階として忠告の看板、第2段階として監視カメラをつけますよという予告看板、それでも収まらなかったらつける。そういうことをちゃんと基準として設けてほしいと思います。たまたま要望が出たところだけつけますみたいなことじゃなくて、これからもあるかもしれないので基準を設けてほしいと思いますが、基準をつくる考えはありますか。お尋ねします。

それと、個人で管理をしておられる防犯カメラですけれども、最近増えていると聞いています。自宅の前を撮っておられるなど、お聞きするんです。それはペット問題とかご近所トラブルとかということもあってというように聞いているんですが、やはりこれは府のホームページに載っているからということではなくて、本町としても、防犯カメラというのはこういうものですよ、こういう運用をしないと駄目ですよということは、町としても啓発していかないといけないと思います。ドライブレコーダーが普及してきて、何でもかんでも撮ればいいんだみたいな風潮があるので、やはりそこはガイドラインをちゃんと決めないと。それは住民を守ることにものなると思うんです。知らないうちに住民の方が他人のプライバシーを侵害していたということにならないように運用指針をお示しする。町の方でもホームページなり広報などでお示しをしてはどうか。この点についてお伺いします。

交通手段の確保についてですが、どれぐらい社協の方で対象を考えておられるのか分かりませんが、社協が担当するものとしては、個人で移動できないという方に限る。今でも障がいのある方、障がいといっても足の障がい等がないと、手足の障がいだけでは対象にならないなどいろいろ厳しい条件も設けておられますし、買物は一切駄目ですよ。今一番要望が出ているのは、買物に行きたいということだと思うんです。そこをクリアできるようなものであればかなり前進だと思いますが、そうすると運転手さんの確保が難しい。社協任せにせず町として本当に取り組んでいかないと、人口がどんどん減るばかり。住民からこれだけ要望が出ているのに、無視し続けるわけにはいかないと。今後、社協が今限定的にやっておられる以外の交通手段を今回取り組むというふうに、町は支援していこうと考えているのかどうか、お尋ねをいたします。

1点目について、もう1回、町長から答弁を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 畑中保健センター所長。

保健センター所長(畑中博之) もう一度答えさせていただきます。

自宅療養・濃厚接触者への食料支援、相談支援の実績でございますけれども、希望された29世帯、51人の方に配付するとともに、感染された方に対して状況の確認や相談対応を行うなど、感染された住民の方々の不安の軽減に努めているということであります。

ワクチンの3回目の接種状況でございますけれども、現在まで約3,200人の方の接種が完了しているということでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ごみ収集場所の監視カメラの関係についてでございますが、基準をつくることにつきましては、現在も区の相談なり要望、設置の箇所への同意のところを区長と相談しまして基準とさせていただいております。

また、現在も第1弾として啓発の看板、警戒している罰則看板を設置しております。その後、カメラの設置などを行っている状況でございます。南部区の地区におきましては、区長の方から、まずカメラの設置をとという要望もございましたので順番がそうとなっておりますが、今後、調整してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 防犯カメラの個人の家などにつけておられるカメラについての運用等々の町からの周知といたしますか、ご質問を頂きまして、その関係につきましては先ほども申し上げましたように、府において個人・事業所に対して防犯カメラの管理・運用に関するガイドラインが策定されておまして、本町としても一事業者として、そのガイドラインに基づいて運用しているというところがございます。町から独自に何か住民の方に対してというのは、今のところは考えてございません。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 社会福祉協議会が移動支援についてやっていきます事業について町は支援していくかどうかについてでございますが、こちらについては具体的な内容が現在のところ決まっておられませんので、今後、社会福祉協議会において検討していくと伺っております。その検討結果を聞かせていただき十分協議した上で、本町の支援について対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員、3回目です。

9番(谷田みさお) そういうお考えだということで町長からは答弁はないということで、理解はいたしました。本当にそんなことでいいんですか。住民の皆さんが見ておられますよ。

それで、保育園や小・中学校の検査キットの問題ですけれども、私も子どもさんを複数お持ちでコロナにかかれたという保護者の方にお話を聞いたんですが、子どもが熱が出た。すぐ受診しなさいということになったけれども、家族の者には検査は何もない。自分も喉が痛かったけれども、ある医院に行ったら、熱が出ていないから検査はできませんと言われた。それでは困ると思って、また別の医療機関を探してようやく検査が受けられたそうなんですけれども、その間、非常に不安だった。そうやって保育園、小学校でも1人の子どもが感染して、濃厚接触者はいないからといって、ほかの子には検査がないわけです。もちろん家族もない。発熱していなかったら検査は受けられないという状況も、せっかく検査キットがあるんだったらそれを活用すればいいじゃないですか。

学校の先生方が自分で検査をするのは困るというご意見があるのも承知しています。だから、養護教諭任せにせず、看護師や保健師をその都度派遣して検査してもらおうと。何のための検査キットなのか分かりません。あまりにも保健所が機能していないということで濃厚接触者の範囲を狭く限定されているから、保育園が休園になれないのは結構だけれども、だからといって本当に通わせていいのか、不安だから休ませているという人がたくさんおられるわけです。そういう方は自主的に休ませているんだったら、休業支援金の

対象にもならないわけです。それだったら、広く休園とするけれども、子どもを預けないと困るという人は受け入れますというふうにする方がましと違うかなど。井手町としてはそれを選択しないということなんだけれども、実際、保護者の人は自主的な休業では支援金の対象にならないわけだから、休業しますけれども必要な人は受け入れます。小学校でもリモートでやっている子もいるみたいですが、不安だから行かないという子に対してきちんと対応して、そういう場合も学校から認めて、休んでもらいますというような証明を出せば対象になると思いますけど、その辺はきめ細かく対応していただきたい。要望をしておきます。

この際、暫時休憩します。11時20分まで。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時20分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、脇本尚憲議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） 2番、脇本尚憲です。

通告に基づき、私の方から大きく2点、質問させていただきます。

1、ヤングケアラーの実態と対策。

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に大人が担うようなケアの責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもたちのことです。最近、テレビや新聞でも報道され、社会問題として取り上げることが多くなっています。

先日、国が全国的な実態調査の結果をまとめ、発表しました。公立中学校1,000校、全日制高校350校を抽出してアンケートを行い、合わせて1万3,000人から回答を得た結果、「世話をしている家族がいる」という生徒の割合は、中学生で5.7%、約17人に1人、全日制の高校生で4.1%、約24人に1人との集計が出ました。単純計算で1クラスに1人から2人の割合で該当する計算になります。

ヤングケアラーにおける一番の問題点は、家庭内のことで見えにくく、子どもたちの多くは幼い頃から家族のケアや介護を行っているため、そういった生活を当たり前のことと認識し、日々の学習や部活、余暇活動などを犠牲

にしてしまうなど、子どもたちの権利が守られていないことにあると思います。

そこで質問します。

- 1、本町におけるヤングケアラーの実態把握は。
  - 2、現在行っているヤングケアラーへの支援策は。
  - 3、今後必要と考えるヤングケアラーへの支援方法や課題は。
- 大きく2番。Uターン移住者への定住促進支援策。

「安心・安全で豊かな自然と利便性が共存する新しいまち」を目指すという基本構想の下、令和3年3月に今後10年間を計画期間とする第5次井手町総合計画が策定されました。その中の人口の構想の項目では、町の人口は減少傾向にあり、2030年には6,000人余りになるとの推計が記載されています。なお、この対策としては、国道24号城陽井手木津川バイパス道路整備に合わせて、沿線を中心に開発適地の拡大を図り、新興住宅地などの定住促進策を2033年までに展開すると明記されています。

しかし、人口減少対策は待ったなしです。近年、働き方改革の推進やワーク・ライフ・バランスの見直しに伴い、ICTなどを活用してリモートワークを行うことで、地方でゆったり自然を身近に感じながら仕事をしたい、都会から離れて自分のペースを取り戻したいという方々が増えています。そのため、都会からのIターンは少しずつ増加傾向にありますが、定住するということは条件的にかなりハードルが高いと思われます。それよりも就学や就職が理由で町外に転出したが、以前生活していた地元で愛着や魅力を感じ戻ってくるという、いわゆるUターン移住者への支援が注目されています。他の自治体では既に具体的な取組が始まっており、結婚やUターンを機に世帯を増やし、同居するための増築やリフォーム費用に対し、補助金を出すところも出てきています。

そこで質問します。

- 1、現在行っている定住促進策の効果と検証は。
- 2、Uターン移住者への定住促進策について本町のお考えは。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 平間いづみ人権交流センター所長。

いづみ人権交流センター所長（平間克則） 脇本議員のご質問にお答えいた



します。

1点目のヤングケアラーの実態と対策であります。一つ目のヤングケアラーの実態把握につきましては、本町では、児童相談所をはじめ警察、母子保健、小・中学校、保育園、教育委員会など、15の関係機関で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、児童をはじめ子どもたちへの虐待案件等について情報収集し、対応を協議してございます。

ヤングケアラーにつきましても本協議会において対応することとなりますが、年間、代表者会議を1回、実務者会議を4回、また、ケースに応じ随時会議を開催しております。これまでの間、地域住民をはじめ本協議会のそれぞれの会議においても、18歳未満の子どもたちが家族の世話や介護などを行っているといった相談や事案はなかったことから、そういったケースはないものと考えております。

二つ目の現在行っているヤングケアラーへの支援策につきましては、1点目でお答えしましたとおり、実態としてケースがないことから、今のところ支援については実施いたしておりません。

三つ目の今後必要と考えるヤングケアラーへの支援方法や課題につきましては、ヤングケアラーとはいえ様々なケースがある中で、一概にこれという支援をすればいいということではないと考えており、それぞれのケースに応じて、支援策を必要な方にいち早く取り組むことが最も重要な課題であると考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 藤岡地域創生推進室長。

理事(藤岡 栄) 2点目のUターン移住者への定住促進支援策についてあります。一つ目の定住促進策の効果とその検証につきましては、本町におきましてはこれまでから、JR奈良線高速化・複線化第一期事業や白坂工業団地への企業誘致、さらには子育て施策の充実等に取り組み実現してきたところではありますが、平成23年から令和2年までの10年間の人口動態におきましては、出生と死亡数の差である自然動態は少子高齢化を反映し、527名減少し、転入と転出数の差である社会動態は334名減少しております。しかしながら、白坂工業団地等への企業進出に伴い、平成29年からの4年間では、社会動態は22名の増加となっております。これまで取り組んできた一定の効果が現れてきているのではないかと考えております。

また、平成28年度からスタートした空き家バンク制度においても、令和3年度までの6年間に37件の空き家が新規登録され、うち28件が居住用として利用され、29人の方が町外から転入されておりまして、転入者の居住用として一定、活用されているものと考えております。

二つ目の移住者への定住促進策につきましては、本町の位置的な優位性を生かし、現在、取り組んでおりますJR奈良線高速化・複線化第二期事業や、国道バイパス及びアクセス道路整備により、交通の利便性の向上を図るとともに、Uターン対象者への居住地となる新たな住宅適地の拡大を行うことが最も効果的な施策であると考えておりまして、日常生活の利便性の向上につながる商業施設の誘致を含め、現在進めております施策が一日でも早く実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲） 再質問ではなく要望としてお伝えしたいと思います。

まず、ヤングケアラーの支援につきましては、児童は適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立が図られることなどの保障される権利を有すると児童福祉法にもあります。子どもたちの人権については適切に大人が支援する必要があると思います。先ほどの答弁でも実例はないという回答を頂きましたが、ヤングケアラーの問題というのは、虐待の問題や貧困問題とも重複している問題だと考えます。本町としてもきめの細かい積極的な支援を要望しておきます。

もう1点、Uターン移住者への支援策につきましては、Uターン対象者への支援策の充実というのは、本町に今まで住んでおり、本町の定住環境を理解した上でまた転居すると、戻ってくるということを決めるきっかけにもなりますので、その自宅に戻ってくる際にリフォームや増築など、不可欠になってくると思います。そこが壁となってUターンを諦めている世帯も存在しています。本町としてもその世帯のニーズにアプローチした支援策を打ち出すことで、本町の人口減少問題の解決の糸口になる可能性があると考えます。

私自身もUターン移住者です。子育て環境として本町に魅力を感じ、定住した1人です。Uターン移住のきっかけになる転居に係る費用への大胆な支援策を希望して、質問を終わります。

以上です。

議長（西島寛道） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

5番（岡田久雄） 5番、岡田久雄です。事前に通告しておりました2点につきまして質問を行います。

まず初めに、人口減少対策としての商業施設誘致及び宅地開発について質問します。

本町の人口は、1990年代以降、1995年の9,438人をピークとして減少に転じ、2022年2月1日現在では、7,140人と大きく減少しています。

井手町版のまち・ひと・しごと創生総合戦略となる第2期井手町地域創生計画の中で、宅地開発の推進・促進の項目には、若い世代が住める宅地の不足が本町における人口減少の最大の要因の一つとなっており、国道24号城陽井手木津川バイパスの整備に合わせたバイパス周辺での町主導による宅地開発を推進し、民間企業による開発を促すためのまちづくり環境の整備を進めるとの記載があります。

また、今後、多賀地区で建て替えられる町営住宅や山城多賀駅前への大型商業施設の進出は、本町における人口減少問題を食い止めるための大きな一歩になると期待をしています。

そこで、次のことについて質問します。

1、人口減少を食い止めるため、本町では今までどのような取組をされてきたのか。また、今後、どのような施策が必要と考えておられるのかお聞きします。

2、国道24号城陽井手木津川バイパス周辺での町主導による土地開発について、若者の定住・移住策としてどのような構想を持っておられるのか。また、当該地を含め、将来的に若者を対象とした町営住宅を新たに建設する考えはないかお聞きします。

3、多賀地区で建て替えられる町営住宅の概要（建物の規模・入居世帯数・駐車場の有無・完成予定・入居の条件・安全対策）、及び現在の進捗状況はどうなっているのか。また、取り壊した宅地跡の空き地の利用方法についてお聞きします。

4、山城多賀駅前への大型商業施設進出について、現在の進捗状況をお聞きします。

次に、行政手続のデジタル化及びマイナンバーカードの普及促進について質問します。

昨年9月、デジタル社会の司令塔として、IT技術を私たちの生活の中に浸透させるためというDX（デジタルトランスフォーメーション）を大胆に進めるため、デジタル庁が発足いたしました。

これはコロナ禍で露呈した行政におけるデジタル化の遅れなどにも対応するもので、1人当たり10万円の特別定額給付金支給の際には、国と地方のシステム連携がうまくいかず、さらに各自治体が振込口座を確認する作業に多大な労力を要し、給付が立ち後れる一因となったことは記憶に新しいところです。

そのため、本町においても国と歩調を合わせ、行政手続のデジタル化を強力に進めることが必要であると考えますが、その基盤となるのが住民サービス向上や行政の効率化につながるマイナンバーカードの普及促進であると思います。

そこで、次のことについて質問します。

1、本町における現在までのマイナンバーカードの取得状況と取得率の目標値はどうなっていますか。また、カード取得率向上のため、特に単身高齢者や体の不自由な方へ何か支援を取っておられるのかお聞きします。

2、マイナンバーカードのさらなる普及促進のために、国は新マイナポイント制度を導入し、カードを新たに取得すれば5,000円分、保険証の利用登録で7,500円分、預貯金口座とのひも付けで7,500円分、合計最大で2万円分のポイントを付与するとしています。しかし、多くの方がその申込方法が分からないのが現状だと思います。本町では今後、新マイナポイント制度をどのように周知されるのか。また、ポイント取得に対する支援について本町の考えをお聞きします。

3、デジタルデバイド（情報格差）を解消するため、高齢者向けのスマートフォン（スマホ）教室を開催する自治体も増えてきています。教室開催には国の補助金制度もあると聞いていますが、高齢者を対象にしたスマホ教室開催についての本町の考えをお聞きします。

4、本町では、現在、パソコンやスマホを使って、行政手続のオンライン

申請を行うことは可能か。また、今後の見通しについてお聞きします。

以上、よろしくお願ひします。

議長（西島寛道） 答弁願ひます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 藤岡地域創生推進室長。

理事（藤岡 栄） 岡田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の人口減少対策としての商業施設誘致及び宅地開発についてであります。一つ目のこれまでの本町における人口減少対策に関する取組及び今後の必要な施策につきましては、平成23年度に人口減少を食い止めるための検討委員会を設置、平成27年度には井手町地域創生計画を策定、令和2年度には同計画を改定し、必要な施策を本計画に位置づけ、順次実施してきたところであります。

具体的には、住民生活の利便性向上を図るJR奈良線の高速化・複線化、国道24号城陽井手木津川バイパス及びそのアクセス道路整備、さらには、JR山城多賀駅への商業施設や雇用確保に向けた白坂地区への企業誘致を進めるとともに、子育て環境の向上を目指した18歳までの医療費、中学までの給食費、第3子以降の保育料の無料化に加え、井手町出産応援給付金、井手町奨学金返還支援制度を創設、さらには京都産業大学との連携、地域おこし協力隊による特産品の開発やSNSによる本町の魅力発信にも取り組んでいるところであります。

現在のところ、人口減少を食い止めるまでには至っておりませんが、本町を将来にわたって持続可能なまちとするためには、まず、先ほど申し上げました施策を着実に実施し、実現することが重要と考えております。その上で、これらの社会基盤整備等を活用した住宅を中心とする開発適地の拡大を図るとともに、道の駅を拠点とした本町の新たな魅力の発信や交流人口の増加につながる施策についても進めてまいりたいと考えております。

二つ目の若者の定住・移住施策としての宅地開発につきましては、都市計画マスタープランにおいて、今後整備される国道バイパス沿線等において、その立地条件を最大限に活用した若者や子育て世帯などが暮らしやすい住宅用地としての土地利用を検討することとしております。現在のところ、具体的な位置までは特定しておりませんが、宅地開発を行うには道路が必要不可欠であることから、まず国が進める国道バイパス、及び本町が進めるアクセ

ス道路整備の進捗を踏まえながら、農地の利用状況等も勘案し、場所や時期などを総合的に検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） 二つ目の将来的に若者を対象とした町営住宅を新たに建設する考えはないのかにつきましては、現在のところ、国道バイパス周辺での町営住宅の建設計画はありませんが、建て替え事業を進めております多賀地区町営住宅におきまして、2階部分を若年層が居住できるファミリー世帯向けとして整備を進めようと考えております。

三つ目の多賀地区で建て替える町営住宅の概要につきましては、現在、東北河原団地の西隣の敷地面積1,246平方メートルの土地に、延べ床面積840平方メートルの鉄筋コンクリート造2階建ての住宅を建築するもので、入居戸数としては、1階に2DK6戸、2階に3DK6戸の合計12戸を整備する計画としております。駐車場につきましては、取り壊した既存の住宅跡地を活用し必要台数を確保していきたいと考えており、また、安全対策につきましては、1階は高齢者向きとしてバリアフリー機能を施した段差のない計画としているほか、敷地境界へのフェンスの設置や建物廊下や駐輪場への夜間照明を整備するなど、防犯面の対策も図ることとしております。

なお、入居条件につきましては、府営住宅での対応も参考にしながら、具体的な内容について検討を進めているところであります。

現在の進捗状況につきましては、これまで用地買収、設計及び造成工事が完了しており、現在、令和5年3月を工期とする建築工事及び電気設備工事を進めているところであります。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 菱本産業環境課長。

産業環境課長（菱本嘉昭） 四つ目の山城多賀駅前への商業施設進出の現在の進捗状況につきましては、株式会社さとうにより、12月には事業予定地の各地権者と定期借地に関する契約の覚書を締結され、現在は事業予定地が農地であるため、農振農用地の地区除外や進出に伴う地区計画の設定のため、定期的に町、京都府、株式会社さとうと各法手続の事前調整を実施しております。

本町といたしましても、将来のまちづくりにとって大変重要な事業であり

ますので、今後も早期の開業に向け、事業者、関係機関と連携を密にして、円滑な進捗が図れるよう努めてまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長（野崎裕美） 2点目の行政手続のデジタル化及びマイナンバーカードの普及促進についてであります。一つ目の本町のマイナンバーカードの取得状況につきましては、直近の令和4年2月20日現在では29.3%となっております。

取得率の目標につきましては、国はデジタル社会をできるだけ早く実現する観点から、令和4年度末までにマイナンバーカードがほぼ全住民に行き渡ることを目指しており、本町におきましても国の目標を踏まえて、少しでも近づけるよう普及促進を図ってまいりたいと考えております。

取得率向上の取組といたしましては、マイナンバーカードの申請方法を広報等により周知を図るとともに、マイナンバー制度の導入当初から平日受け取りが難しい方には予約制で休日交付を実施しております。

単身高齢者や身体の不自由な方に対する支援に特化した取組ではありませんが、期間を定めた夜間申請の受付や高齢者の方のワクチンの接種会場であった井手小学校・多賀小学校での出張申請受付、また、申請時に必要となる証明写真を無料で撮影し、申請サポートをさせていただいております。また、体が不自由な方に関しましては、来庁が困難であると分かる書類を確認させていただくことで、代理の方がカードを受け取ることを可能としております。

さらには、令和4年度から申請時に来庁していただく方式により本人限定受取郵送を行うとともに、マイナンバーカードによる住民票の写しや印鑑登録証明書など、各種証明書のコンビニ交付の導入を予定しております。マイナンバーカードの普及及び利活用の促進を図るとともに、住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

二つ目の新マイナポイント制度につきましては、全国9万か所の端末で予約、申込みが可能となっており、町内では井手町役場のほかに、井手郵便局、山城多賀郵便局、ローソンで手続が可能となっております。ポイントにつきましては、キャッシュレス決済サービスを提供する事業者を通じて付与されることとなっており、決済事業者や申込支援を行っているスポットについては、マイナポイント事業のホームページに掲載されております。これらのマ

イナポイント制度の周知につきましては、窓口等でポスターの掲示やチラシのご案内のほか、今後、広報紙等に掲載をしてまいりたいと考えています。支援につきましては、これまでから個人で設定が困難な方には、マイナンバーカードにマイキーIDの設定やポイント予約等の支援を行っているところであります。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 四つ目の行政手続のオンライン申請につきましては、現在、本町においては、各種証明書等の申請などの手続については窓口での受付のほかに、予約による休日対応や一部、郵送による請求も受け付けておりますが、パソコンやスマートフォンなどを使ったオンラインでの申請には対応していないところであります。

しかし、買物をはじめ銀行取引、ホテルや新幹線の予約など、様々なサービスや手続がオンラインで完結できるようになる中、行政手続につきましてもオンライン化の必要性は高まってきているものと考えております。国におきましても、令和2年12月に策定された自治体DX推進計画において、行政サービスにICT等のデジタル技術を活用して住民の利便性を向上させることを求めており、住民票の写しなどの申請はもとより、子育て関連や介護保険関連などの行政手続についてもオンライン化を進める業務として示されていることから、来年度予算に町のホームページをオンライン申請等に対応できるように改修するための費用を計上しているところであります。今後、オンライン申請を導入する業務の選定をはじめ、行政手続のオンライン対応に向けて具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 三つ目の高齢者の方を対象としたスマホ教室につきましては、平成28年度からいづみ人権交流センターにおいてスマートフォンの基本的な操作方法やSNSの使い方などの講座を1年に数回実施してきているところであります。現在は受講者数も少ない状況であります。今後、より多くの高齢者の方に参加いただけるよう、講座内容の工夫や広報等の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

また、先ほど答弁いたしました行政手続のオンライン対応について、来年



度以降、具体的な取組を進めていくこととしており、今後、高齢者等の方がスマートフォン等を活用して安心して申請等を行っていただけるよう、国の補助金を活用した教室の開催について、補助金事業の実施主体となる社会福祉協議会等の関係団体と検討してまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

5番（岡田久雄） 要望させていただきたいと思います。

まず、人口減少対策ですけれども、若者の定住・移住を促進するため、町内外からの利用が多い、人気のある玉川さくら公園に、例えば井手町で子育てしてみませんかというようなことを題として、井手町が子育て支援をやっている、今までの高校生までの医療費無料化や井手町出産応援給付金10万支給していますよなど、様々な井手町の子育て支援を宣伝する、聞いてもらう、そういうような掲示板をぜひとも設置させていただきたいと思います。以前に、玉川さくら公園にほかの名所も紹介してほしい、掲示板も設置してほしいということも要望しておりましたけれども、併せて今のことも要望させていただきたいと思います。

また、行政手続のデジタル化のところにつきましても、これは他の市の話ですけれども、秋田市ではスマートフォンによるオンライン申請で、マイナンバーカードと専用アプリを活用し、アプリは市のホームページから入手できるということで、マイナンバーカードをスマホにかざすと申請者の氏名や住所など、情報が自動的に入力され、その上でいろんな証明書の手続などができるということで、それを郵送していただける。決済はクレジットカードでできるというような取組もやっておられるところがあります。

また、岐阜県の瑞浪市ですけれども、ここは保育士の業務負担軽減として、パソコンやタブレットで園児の登園や出欠確認などアプリで記録、通知ができるなど、ICTを活用して保育士業務システムを実施している。システム導入の機器購入には国の地方創生臨時交付金を活用しているというようなことが載っておりましたので、ぜひとも本町においても先進地の事例を研究されまして、実施されますように要望させていただきます。

以上です。

議長（西島寛道） 次に、奥田俊夫議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 奥田俊夫議員。

1番(奥田俊夫) 1番、奥田俊夫です。

私の方から事前通告に従いまして、1点だけお伺いしたいと思います。

人生100年時代と言われるように、近年、多くの自治体で高齢者の人口が増加傾向にあり、それに伴い高齢者の単身世帯も増えてきています。そういった方々からは、町やその他関係機関等が発行する刊行物の配布や仕分け作業などが年々負担になってきているとの声をよく耳にします。また配布のみならず、共同募金などの依頼についても、何度お宅に足を運んでも留守で、なかなか家の方と顔を合わすことができない場合もあるなど、時間と労力を費やし、大変ご苦勞をされているとも聞いております。

各戸訪問して家の方と話をすることは、健康状態や生活状況などを確認できるため、独り暮らしの高齢者を見守るきっかけになるという意味では大変重要なことではありますが、それ以上に負担となっているのが現実です。そういった負担が原因となり区や隣組から脱退されることにつながれば、それは「元の木阿弥」で、長年築き上げてきた人と人とのつながりが意味をなさなくなってしまう。そのような事態にならないためにも、今すぐ何らかの手だてが必要だと考えます。

そこで質問です。

①現在、各戸に配布されている「広報いで」などの刊行物は1回当たり、およそ何種類ありますか。

②配布にかかる労力は1種類でも5種類でも同じではありますが、仕分けする手間は種類が多いほど大変だと思います。例えば区長に配付を行う時点で、行政側であらかじめ仕分を行うような対応は取れないのでしょうか。

③定期的に発行しているチラシについては「広報いで」のページ数を増やし、できるだけ1冊に集約すれば、少しでも配布の手間を省くことができると思いますが、今後、そのような対応を取ることは可能でしょうか。

④今現在、町が把握している募金は、年間でおよそ何種類ありますか。

⑤本来、募金は任意で行うものですが、現状は、して当たり前で、逆にしなければ、なぜと思われかねないのが実態です。今後、それらの募金の使い道をより丁寧に分かりやすく説明すれば、皆さんの納得や理解を得て、今まで以上に協力もしていただきやすいと思います。

以上の点を踏まえ、負担を少しでも軽減させることのできる新たな体制づくりや支援方法を考えていく必要があると思います。他の自治体ではATMで入金ができたり、募金箱を設置されているところもありますが、そのほかに周辺自治体での取組事例を町として把握されているのでしょうか。

⑥過去の定例会に話が上がっていた公園の掃除も今回のような事例も、高齢者にとっては大変な労力を費やす作業に違いありません。今後は多様な住民ニーズに合わせ、町に最も適した取組方法をその都度考えていかなければならないと思いますが、町としての考えをお聞かせください。

議長（西島寛道） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 奥田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の広報等の配布や共同募金等の依頼についてであります。広報資料等の配布につきましては、「広報いで」をはじめ、役場からのお知らせや役場以外の公的機関等からのお知らせなどを住民の皆様にきめ細かくお伝えできるように、毎月10日と20日を基準日として、基本的に月2回行っているところであります。

一つ目の1回当たりの刊行物の種類につきましては、平均しますと各戸配布のものが1回当たり5から6種類、回覧物が4から5種類となっております。区長様をはじめ、配布に携わっていただく各区の方々にお手数をおかけしていると理解しております。

二つ目の行政側であらかじめ仕分を行う対応につきましては、現在、各区にお届けしている各戸配布用の刊行物は3,200部を印刷しております。それを各区から申請のあった必要部数ごとに梱包・結束するなどしてお届けしているところであります。それぞれの区のご事情に合わせて、さらに仕分をするということは量的に困難なところでありますが、何らかの対処方法があるのか、印刷を依頼しております業者等も交えながら協議してまいりたいと考えております。

三つ目の定期的に発行しているチラシなどの「広報いで」への集約につきましては、広報の制作には編集、校正、印刷などで4週間ほどかかりますので、広報の原稿締切り以降に確定するようなより新しい情報をお伝えするためのお知らせを発行しているところであり、時間的な制約はありますが、少

しでも配布刊行物が削減できるよう、「広報いで」の集約化について検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、広報資料等の配布の在り方につきましては、今後、区長会とも協議しながら、よりよい方法を検討しまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 四つ目の町が把握している主な募金の種類につきましては、日本赤十字社の募金、京都府モデルフォレスト協会の緑の募金、京都府共同募金会の赤い羽根募金及び年末助け合い運動募金の4種類であります。

五つ目の募金の使い道の周知及び周辺自治体における取組事例につきましては、周知方法としまして、日本赤十字社及び共同募金会の募金につきましては、募金への協力依頼をお願いする際に、募金の趣旨とともに使用用途を説明したチラシを全戸配布させていただいております。共同募金は井手町社会福祉協議会へ配分され、主に高齢者、障がい者、児童、青少年等の福祉活動団体への助成金や社会福祉協議会における福祉サービス事業及び生き生きサロン等で活用費とされているところであります。

周辺自治体における募金等への取組事例といたしましては、京田辺市、木津川市、城陽市、精華町、宇治田原町、八幡市については、本町と同じく自治会へ協力をお願いされており、その中で自治会によって戸別訪問が難しい地区については振込みをご利用いただいているケースもあると伺っております。本町でも、赤十字社への募金につきましては回覧でお知らせをさせていただいておりますが、振込みや口座振替、クレジットカードからの寄附方法などをご利用いただくことも可能としております。

今後、基本的には自治会に募金へのご協力をお願いすることになりますが、役員の方々の負担軽減につながる方法について、他市町村における取組事例などを引き続き情報収集しながら検討してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) 六つ目の公園の掃除につきましては、これまで各区の公園においては区の要望を受けながら整備してきたという経過もあり、掃除や

草抜きなどの一般的な維持管理を各区にお世話になってきたところであります。

一方、掃除後のごみの回収や地元で対応できない大きな樹木の剪定・伐採などについては町の方で対応しておりまして、今後も地元の子どもたちや地域の皆様に親しまれる公園として、引き続き一般的な維持管理については地元区でお願いしたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 奥田俊夫議員。

1 番（奥田俊夫） お隣の京田辺市の同志社山手のような新興住宅地では、年度初めに広報などの配り物と一緒に集金袋を各戸配布して、その袋を利用して各家庭が組長や班長宅に持っていくといったような形を取っておられるところもあるように聞いております。何か本町にとって最適な方法を早急に検討、対応していただきますよう要望いたしまして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西島寛道） 次に、中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊 陽議員。

8 番（中坊 陽） 8 番、中坊 陽です。

2 点の項目について一般質問を行います。

一つ目として、山城多賀駅前商業施設誘致の進捗状況についてです。

山城多賀駅前商業施設の誘致は、本町の今後のまちづくりを大きく左右する事業であり、かねてより町民の関心を集めていることから、一日も早い開業が待たれます。令和 3 月 9 月定例会の一般質問に対する答弁では、6 月の公募審査で、食品・日用品スーパーを運営する株式会社さとうを優先協議者として決定して以降、地権者への説明会、土地利用承諾の同意交渉を経て、最終的に全ての地権者の同意が得られたとの報告を受けたところです。

また、事業者による具体的な整備計画作成後、都市計画法の手續や農地法等の法手續を経て、造成工事、建築工事へと事業着手される予定であり、またまずは 9 月中に現地測量業務に取りかかるとの答弁があったところです。

そこで質問します。

1、その後の進捗状況について。

2、最終的な建築完成時期・開業時期についてお聞きします。

2番目として、国道24号線城陽井手木津川バイパスの完成についてお聞きします。

井手町を縦貫して新名神高速道路に接続する幹線道路、国道24号城陽井手木津川バイパスは、京都府南部木津川右岸地域の交通停滞の緩和や交通安全の確保、また災害時の道路ネットワーク強化や地域振興への支援を目的とする整備が進められておりますが、本町にとってこの道路の完成は、新興住宅地の開発誘導を含めた人口減少対策など、町が新たに発展するための起爆剤に間違いなくつながると期待しております。

しかしながら、同時期の町内供用実現に向け、国に強く働きかけてきた新名神高速道路の全線開通が、地盤の硬さや湧き水の発生など、想定外の原因によって工事に遅れが生じる見通しとなっているとの新聞報道があり、大変心配しているところです。

そこで、1、現在のバイパスの進捗状況。

2、バイパス全線の最終的な完成時期。

3、新庁舎付近から国道307号線への接続時期。

4、バイパスにつながる本町の道路整備の現在の進捗状況についてお聞きします。よろしくお願ひします。

議長（西島寛道） 答弁願ひします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 汐見町長。

町長（汐見明男） お答えをさせていただきます。

一つ目の進捗状況につきましては、先ほどの岡田議員のご質問で担当課長からお答えしておりますので、答弁は省略させていただきます。

二つ目の開業時期等につきましては、本事業は本町の定住施策を促進するとともに、地域の活性化や雇用の創出にもつながる、将来のまちづくりにとって大変重要な施策であることから、京都府の協力を得ながら商業施設の誘致に取り組み、昨年6月に進出事業者が決定したところであります。

事業者である株式会社さとうからは、令和6年春頃に建築工事を完了し、その後、開業できるよう計画を進める予定であると伺っております。

しかしながら、町といたしましては、以前実施した町民アンケート調査において、20歳から39歳の女性が井手町に住みにくいと感じられる理由と

して、8割以上の方が「買物など日常生活が不便」との回答があるなど、子育て世代の定住を促進し、人口減少を食い止めるためにも、多くの住民の皆さんが利用しやすい多賀駅前に商業施設を一日でも早く開業できるよう取り組む必要があると考えております。

このため、新年度予算に関連事業として、当該商業施設の南側の出入口となる町道2号線の拡幅事業や接続する上下水道の整備を連携して実施するための費用を計上させていただいているところであります。

2点目の国道24号城陽井手木津川バイパスについてであります。詳細につきましては後ほど担当課長から答弁いたさせますが、本国道事業につきましては木津川右岸地域の渋滞解消や災害時のネットワーク強化を図るだけでなく、議員ご指摘のとおり、本町の最も大きな課題である人口減少を食い止めるための重要な施策の一つと位置づけており、新たな国土軸となる新名神高速道路と直結し、さらには木津川左岸地域の学研エリアともネットワーク化されることで本町における利便性が飛躍的に向上し、本バイパス沿道やアクセス道路周辺における住宅等の開発適地の拡大が期待できると考えております。

このようなことから、令和元年度の国道バイパス事業化以降においては少しでも早く事業が進むよう、本町としても地籍調査の実施や地元地権者との調整など、積極的に行ってきております。

また、昨年11月には、国土交通省の幹部に対し、バイパス全線の早期完成を強く要望するとともに、新庁舎に隣接する道の駅へのアクセスや多賀地区、井手地区の上水道施設の統合を進めるためにも、新庁舎までの部分開通が一日も早く実現できるよう、併せて要望してきたところであります。

今後も本町とともに国道24号城陽井手木津川バイパス整備促進協議会を構成する城陽市や木津川市と連携しながら、バイパスの早期実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡久) 一つ目のバイパスの現在の進捗状況につきましては、令和元年度の新規事業着手以降これまでの間、本町内では城陽市境から玉川までの区間の地形測量や地質調査、道路予備設計が実施され、現在、道路詳細設計及び橋梁予備設計に取り組まれているところであります。

地元に対しては、上井手区を対象に、昨年3月にバイパスの道路構造説明会が実施され、道路として確保が必要な用地幅を示すくいを現地に打設されたところであります。

また、多賀地区についても、本年1月22日に多賀小学校にて説明会が実施され、今後、用地幅を示すくいの打設に向けて調整されているところであります。

二つ目のバイパス全線の最終的な完成時期、及び三つ目の新庁舎付近から国道307号への接続時期につきましては、本町としましては、新名神高速道路の効果が一日も早く享受できるよう早期の完成を要望しているところでありますが、現在のところ国からは明確な完成時期は示されておられません。

四つ目のバイパスにつながる町道整備の現在の進捗状況につきましては、国道バイパスと市街地をアクセスする道路として町内全体で6か所を計画しており、これまで多賀地区の町道12号線及び町道34号線において測量、設計、土質調査を進めており、先日晒された多賀地区内のバイパス計画との調整を行っているところです。

また、井手地区においては、来年度に国道バイパス周辺の玉川から木津川市境までの地籍調査に着手することとしており、その後、アクセス道路について具体的な検討を進めていきたいと考えております。

今後も新国道バイパスの進捗に合わせ、地元や地権者の協力を得ながら、アクセス道路の整備を順次進めてまいりたいと考えております。

議長（西島寛道） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 要望としておきます。この2点についてはこれまで多くの議員からも質問され、一層の町の努力を頂いているところですが、住民の大きな願いでもあります。少しでも早くなるよう、なお一層町を挙げての努力をお願いして、質問を終わります。

議長（西島寛道） これで一般質問を終わります。

この際、暫時休憩します。1時45分まで。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 1時45分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。



次に、日程第5、議案第3号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第3号、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を別紙のように定める。

なお、今回、公益的法人等へ職員を派遣させるため、本条例を制定するものであります。

それでは、1ページをご覧ください。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を次のとおり制定する。

第1条、趣旨の規定であります。

第2条、職員の派遣の規定であります。

2ページをご覧ください。

第3条、派遣職員の職務への復帰の規定であります。

第4条、職務に復帰した職員に関する職員の給与に関する条例の特例の規定であります。

第5条、派遣職員の復帰時における処遇の規定であります。

附則でございます。3ページに移ります。

この条例は公布の日から施行する。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

お諮りします。本件については、会議規則第39条の規定により、総務文教常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(西島寛道) 異議なしと認めます。したがって、総務文教常任委員会

に付託することに決定しました。

次に、日程第6、議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回、昨年6月に公布された育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が施行されたことに伴い、関係条例について所要の改正をするものであります。

それでは、2ページをご覧ください。

育児休業等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

例規ページ数1009、第2条、育児休業することができない職員の規定でありまして、先ほど申し上げました育児・介護休業法と申しますが、その一部改正に伴う条文の整備であります。

例規ページ数1011、第2条の4、育児休業法第2条第1項に規定する条例で定める場合の規定でありまして、字句の整備でございます。

次のページ、3ページでございます。

1011の5、第17条、部分休業をすることができない職員の規定でありまして、先ほど申しました育児・介護休業法の一部改正に伴う条文の整備でございます。

続きまして、第21条、4ページにまたがっておりますけれども、21条、第22条につきましては、いずれも先ほどの同じ法律、育児・介護休業法の一部改正に伴う条文の新設であります。

続きまして、1011の5、委任の規定でありまして、見出しの整備、及び条文の繰上げ、繰下げをするものでございます。

それでは、1ページをご覧ください。

附則でございます。この条例は令和4月1日から施行する。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　　2ページ目のところですが、育児休業をすることができない職員の規定に関わってですが、会計年度任用職員の場合はどうなるのかお尋ねをします。

会計年度ですから4月から3月までというのが一般的だと思うんですけど、4月の時点では妊娠が分からなかった。途中で妊娠したことが分かり、出産されて、産前産後の休暇を取られた。その後、育児休業を取ろうとした場合に、会計年度ですから3月には任期満了となる。そのときにはもちろん子どもはまだ1歳にもなりません。では、この1歳6か月に達する日までに任期が満了するという事は、一切会計年度任用職員は育児休業は、3月末で復帰しようと思っても取れないのでしょうか。それが1点。

それと2点目は、4ページですけど、新たに21条が加わったんですが、妊娠や出産について申出があった場合における措置ということなんですが、女性の場合は、妊娠したら職場にいろいろ配慮も求めたいということもあってすぐに報告されると思うんですけども、男性の場合は、配偶者が妊娠したなどということについて、そもそも今まで職場に届け出るというようなことはほとんどなかったのではないかと思うわけですが、そういう場合も配偶者ということですから、男性の職員が自分の配偶者が妊娠したことをもって、今後、育児休業を取ることがあり得るということで申し出た場合には制度を知らせて、面談その他の措置を講じなければならないということですから、男性であっても面談等を行うということになると思うんですけど、その辺の職員さんの意識を変えてもらわないといけないと思うんですけども、今まではどのような形で配偶者が妊娠したということなどを伝えていたのか。出産した場合はまた保険の関係などがあっていろいろあるかと思うんですけども、今までもそういうことはやっていたというのか、こういうことが規定されたので、この辺は注意して男性の職員にも周知していくということなのか、お尋ねをします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 今回の改正におきましては、いわゆる有期の雇用の労働者ですから、井手町でいきますと会計年度任用職員ということになりますけれども、本来、在職1年以上という要件がありました、それを撤廃するという緩和というのがまず一つございます。先ほどおっしゃいましたように有期ですので、もちろん今回の条例の中でも不利益な扱いをすることがないということはありませんけれども、ご本人の考えであるとか職場の体制であるとかを確認しながら、その辺の雇用状況は今後ケース・ケースで確認をしていくことになろうかと考えております。

それと、21条の関係でございますけれども、今までどのようにということで、実は今現在男性でも育児休業を取っている者がおりますので、男性でも情報は入って、取得できる状況に今でもあるとは考えております。ただ、今回、法律改正になり、国からの条例の案としてもこのような形ですということになりますので、今22条にも育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置というところで、こちらで職員に対して周知するなどということも国の方では示されておりますので、何らかの形でそういう情報を職員に周知するような形になろうかと考えております。その辺をもって配偶者が妊娠をしたという男性職員であれば、その状況を申し出られるということになってくるかと考えております。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 1点目の確認なんですけど、4月から採用されて3月までの任期の会計年度任用職員が途中で妊娠、出産されて、育児休業を取るとことはそもそもできるのか。3月までしか任期満了期間がない。だけど、育児休業を取れば社会保険料の負担などの優遇制度もありますから、取れるものなら取りたいと思うんですけど、いける範囲で。そもそも任期が3月末だったら育児休業は取れないということですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 先ほどの任期の関係でございますけれども、3月末まで

の例えば契約の期間があるとするならば、少なくともそれまでは育休は取れるということでございますので、そちらの承認をするということになります。以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第4号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） それでは、議案第5号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、昨年8月の人事院勧告に準拠するため、関係条例について所要の改正をするものであります。

それでは、2ページ、新旧対照表にてご説明申し上げます。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第1条関係）でありまして、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1357、第17条、期末手当の規定でありまして、一般職の職員の給与に関する法律等において、国の期末手当の支給率が改正されることに伴い、それに準拠するため条文の整備をするものであります。

続きまして、3ページをご覧ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第2条関係)でありまして、井手町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数920、特定任期付職員に係る給与条例の適用除外等の規定でありまして、これも同じく一般職の職員の給与に関する法律等が改正されることに伴いまして、国の期末手当の支給率が改正されることに伴い、それに準拠するための条文の整備であります。

4ページをご覧ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第3条関係)でありまして、井手町特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1332、第7条、期末手当の規定でありまして、特別職の職員の給与に関する法律等が一部改正されることによりまして、期末手当の支給率が改正されたことに伴い、それに準拠するため条文の整備をするものであります。

続きまして、5ページをご覧ください。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(第4条関係)でありまして、井手町議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。

例規ページ数1282ページ、第5条、期末手当の規定でありまして、先ほどと同じく特別職の職員の給与に関する法律等において国の支給率が改正されることに伴い、それに準拠するための条文の整備であります。

それでは、1ページをご覧ください。

附則でございます。第1項、施行期日の規定であります。

第2項、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の規定でございます。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 昨年年末の期末手当について支給をされなかったこと、今回はまた適用するということだと思えるんですけども、1条から4条まで、それぞれの適用になる人数と、こうすることによって影響額がどのくらい出るのか。それと、6月の特例というのはどういうことか、ご説明をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） まず、第1条関係でございまして、こちらが一般職員、管理職員の分でございます。98名でございまして、影響額が1人当たり約4万4,000円の減になります。

続きまして2条関係でございます。2条関係は特定任期付職員の条例でございますけれども、1人当たり約7万7,000万円の減額となります。

続きまして第3条関係でございます。今度、特別職の常勤の職員ということでございますので、3名で約8万5,000円の減となります。総額を言います。特別職の場合でありましたら26万円全体で減額となりまして、3名でございますので、1人当たり約8万5,000円の減となります。

職員のところへ戻って言わせていただきます。

職員につきましては、影響額として全体で約436万円減額となりまして、98名おりますので、約4万4,000円の減額ということを申し上げました。

2条は先ほど申しましたように1人ですので、1人が7万7,000円の減額ということでございます。

常勤の特別職については先ほど申しましたとおりでございますので、第4条関係でございますが、議員の条例でございますが、全額で約26万円の影響がございまして、9名で約2万9,000円の減額の見込みでございます。

それと、先ほど附則の関係でのお話もございましたけれども、今回の附則におきましては12月で、去年の令和3年度での減額をするということが今になって、今度6月にするということでございますので、3年度に落ちるべき額を令和4年6月に支給する額から、基礎額から引くという附則の規定でございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） そうすると、職員が平均4万4,000円ぐらいこんなに減額になるというところは、この6月で言ったらその1.5倍影響が出るということですか。ちょうど1.5倍じゃないのかもしれませんが、どういう計算になりますか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 今の話ですけど、ご存じのとおり、人事院勧告をいつも適用するのは令和3年度として支給率を年間確定12月頃しますので、正味減るのは、この今言ってます4万4,000円ぐらいが影響しているということでございます。ですから、12月で引くか、次の6月で引くという形になっていますけれども、結局は人事院勧告どおり、令和3年度ではその額だという、何も得も損もないということでご理解いただけたらと思います。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 私が気にしているのは、例えば職員だったら、ボーナス払いで住宅ローンを起こすなど、いろいろやっておられる方もあるわけです。それが12月は減額にならなかったけど、6月に12月で本来減額になる分を載せて、年間4万4,000円だったら、夏2万2,000円と冬2万2,000円減るといふようになるのが普通だけでも、去年の12月の分も6月で落ちるといふことになると、本来6月の期末手当、これだけ期待していたのに国の法律が変わったんだな、仕方ないな、金額がこれだけ落ちる。以上に6月は落ちるのかということですよ。半分ずつするでしょう、6月と12月。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） おっしゃっていただいているのは、去年の12月で、本来は一般職でいうと127.5分の15を落とすというか引いた額が支給される、人事院勧告のとおりになればされていたはずのものが、去年の12月であっても、12月に払いものがあつたとしても、それは逆に落ちて支給す



ることになりますので、それが6月になったというご理解でいただけたらと思います。ただ、今年度と来年度引くことによって別に何も計算上は損も得もない。12月で差し引きすべきものを6月で差し引きするというふうな、単価を12月1日現在の基準日での給料でいきますので、昇給してからなど6月でそんな影響はしませんので、あくまでも12月で差し引きすべき額を6月で差し引きする。そういうようなご理解でいただいたら。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 9番、谷田みさおです。

ただいま議案となっております議案第5号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件に反対の立場で討論します。

この議案の中には、一般職員と特別職と議員も含めて全部1本の議案で出てきていますので、随分待遇に差があるものを一律に議案にされているので、私は第1条関係の職員の期末手当の減額に反対の立場で議案に反対をいたします。2条から3条、4条、この辺については、そもそも2条関係、3条関係、大変給与が高いですし致し方ない、国の基準どおりで納めてもらったらいいと思うし、議員の報酬は生活給ではありませんので下げてもらっていいと思うんですけども、職員に関してはやはり生活設計等もありますし、特に今回は去年、コロナ禍の大変な中で、職員の通常業務以上に重症患者の対応や自らの感染もしないようというようなことで緊張された。特別給付金とかワクチンとか臨時の仕事がいっぱい降ってきて、それを本当に頑張ってやってもらっていたのに減額ですから、本当に理不尽だと思いますので、第1条関係の引き下げに反対の立場でこの議案に反対します。

議長（西島寛道） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで討論を終わります。

これから、議案第5号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

制定の件を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中谷保健医療課長。

保健医療課長(中谷 誠) それでは、議案第6号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件につきましてご説明申し上げます。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

なお、今回の改正につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴い、所用の改正を行うものであります。

それでは、3ページの新旧対照表にてご説明申し上げます。

井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表。

例規ページ数1977ページの第3条から1978ページの第6条につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴う条文の整備であります。

次に、4ページをご覧ください。

例規ページ数1979ページの第13条につきましても、地方税法施行令の一部改正に伴う条文の整備であります。

次に、5ページをご覧ください。

例規ページ数1983ページの第23条につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴う条文の整備、及び今回、新たに未就学児の被保険者均等割額の減額基準について第2項を追加するものでありまして、第1号は国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額について、第2号は国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額について定めるものであります。

次に、9ページをご覧ください。

例規ページ数1985ページの第23条の2につきましては、地方税法施行令の一部改正に伴う条文の整備であります。

次に、10ページをご覧ください。

例規ページ数1987ページの附則第2項、第3項及び第5項から第13項までにつきましても、地方税法施行令の一部改正に伴う条文の整備であります。

それでは、2ページに戻っていただきまして、附則であります。

1項、施行期日の規定であります。

2項、適用区分の規定であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9番（谷田みさお）　9番、谷田みさおです。

国民健康保険の均等割というのは、加入者1人当たりの人数によって、掛ける幾らというふうにされるので、全く収入のない子どもにまで課税するのは不合理だということを常々言ってまいりましたが、ようやく都道府県に広域で国保を運営されるように移行したことで知事会などからの要望が上がって、今回、国の方も地方税法を改正するという事になって減免されることになったんですが、本町における直近で分かる全体の加入世帯数と人数、就学前の子どもが今度対象になりますので、減額される子どものいる世帯数とその子どもの人数と大体パーセント、それと今回、子どもの均等割、就学前の子は半額にするということだそうですが、これで影響額はどのくらいに及ぶのかお尋ねをいたします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）　ただいまのご質問でございますが、まず直近の国保の加入世帯数でございますが、令和4年の1月末の世帯数につきましては1,034世帯、被保険者数につきましては1,686人でございます。子どもの人数につきましては46人でございます。それから率にいたしまして、人数の率でございますと、未就学児につきましては2.73%でございます。それから次の影響額につきましては、46人分で47万9,880円で

ございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 今回の答弁に関して、就学前の今度対象になる子ども、1世帯というのは分からないのでしょうか。それが1点と、そのほかのところで今回、就学前の子どもの均等割の減額だけが改正で上がってきているんですけれども、その他の料率や限度額については変更はないのか。新年度、京都府の方から、これだけ納付してくださいと算定されている額というのは、1割近くの井手町の場合、上がっていると聞いているわけですが、その分を保険料に、国保税額に載せなくてもやっていけるという理解でいいのでしょうか。お尋ねします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 未就学児のいる世帯でございますが、33世帯でございます。

それから、ほかの税率に変更はないのかということでございますが、今のところは変更ございません。

あと、納付金によって国保税がそのままやっていけるのかということでございますが、今のところはそのままやっていけるということでございます。

以上です。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第6号、井手町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第21号、工事請負契約変更について同意を求める件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) それでは、議案21号、工事請負契約変更について同意を求める件につきましてご説明申し上げます。

井手町新庁舎等計画地造成工事について、下記のとおり請負契約を変更したいので、井手町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により同意の議決を求める。

記といたしまして、

1、契約の対象。3井総第3号、井手町新庁舎等計画地造成工事。

2、変更契約金額。金1億6,074万8,500円。うち取引に係る消費税額。金1,461万3,500円。

3、今回の変更による増額。金565万1,800円。うち取引に係る消費税額。金51万3,800円。

4、契約の相手方。京都府綴喜郡井手町大字井手小字玉ノ井12-1。

ヤマダ・栄建特定建設工事共同企業体。株式会社ヤマダ。代表取締役、山田敬幸。

5、契約の方法。一般競争入札による契約。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長(西島寛道) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) この造成工事については、庁舎の設計について説明いただいたときにも工期が延びているんじゃないかということで、「はい、工期

延長いたしました」ということだったんですが、工期延長をしたことも含めて、なぜ今回565万増えるのか。内訳等ですね。1億6,000万もの工事なので、565万が何%に当たるのか分かりませんが、最初入札したときに、今回変更して上がった額よりも低い額で入札していたのに取れなかった、入札落札できなかったというような業者はないのかどうかお尋ねします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) まず、工期延長についてでございますが、昨年、令和3年6月21日に契約を議会でもご承認いただきましたけれども、本契約となりまして、令和4年1月31日までの期間としておったんですけれども、ご承知のとおり、あの地区、田んぼなどがございます。耕作地もございまして、地元調整する中で、耕作地のタイミングでそこは避けてほしいという話がございます。ですから、秋の収穫時期には特に工事の関係で時間がかかっているといいますか、工事にかかれなかったというようなこともございますので、その分が期間として後ろに変更をさせていただいている。令和4年3月30日までの期間として変更をさせていただいた次第でございます。

そして今回、おっしゃっていただいたように、当初の契約額から額が上がっているということなんですけれども、もちろん当時一般競争入札で入札をしておりますので他の業者もおられましたけれども、この変更契約というのはあくまでも工事が始まってから、どうしても必要なものを方法を確認しながらやっていきますもので、その増加でございますので、もちろん請負率を勘案しながら変更をしていっているということでございます。

以上です。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 565万の内訳の説明がなかったと思うんですけど。

私が聞いたのは、例えば1億6,000万で落札しました。でも、そのときにぎりぎり、1億6,500万で入札しておられたような人があったら、その後、580万か変更して増額すると、本来入札のときに次に低かった人との差を考えたら、それを超えてしまう変更になった場合、最初は低く入札しておいて、落札して、また変更を自由にやれるようなことになる問題だ

と思うから、その規定がちゃんとあると思うんです。どういう場合は変更を認めているのかというのをご説明いただいたら納得できるかと思います。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 今回の増額の内訳の関係でございます。

まず、治水の関係で放流管を通してはいるんですけども、その放流管を敷設するに当たりまして、田んぼなどもございますので、既設用水管が横切るといいますか支障となったことに伴いまして撤去しております。その用水管を復旧するものがまず一つ。

それと、玉石です。その処分費がかかるというところ。

それと、流用土、いわゆる造成をするに当たって流用する土を、盛土確認をするために耐量試験を追加する等によりまして増額が見込まれることから、変更契約をすることになりました。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 島田副町長。

副町長(島田智雄) 先ほどのご質問ですけれども、一般的に公共工事の入札を行いまして、その後、変更の要件が出てくる。そうした場合、もちろん設計者といっても発注者側と、それから工事者側と協議をした上で増額もしくは減額しておるといふ形になりますから、次の入札の人間がどうのこうのというような形には、全くそういうことを想定しておりませんし、そういう形での考え方はございません。だから、当初に契約をした相手方が相手の落札者であったことですから、その後の変更につきましてもその業者との間でやっていくというのが一般的なやり方でございますので、2番目の業者とか3番目の業者とかいふような形で想定するようなことはいたしません。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 想定してもらったら困ると思うんですけども、結果的に最初低い額で入札したのに、いろいろ変更しないといけないことが出てきて、どんどん上がっていったということになった場合、そういうのが最初からちゃんと設計や契約の段階で分かっていたら、もっと高い額で入れているわけですね。でも、本当にやむを得ず途中で分かってくるということなのか。放流管が横切るなどというのは設計で分かっていることじゃないんで

しょうか。それが設計する段階で、ここにほかの管があるからそれをどけるから撤去しないといけないなどというのは、こちら側としても設計に入っていなかったという、そういうことばかりだということですか。それはこちら側のミスはないのか。

議長（西島寛道） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時27分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第21号、工事請負契約変更について同意を求める件を採決します。

議案第21号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第21号は同意することに決定しました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2時28分

再開 午後 2時29分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

次に、日程第10、議案第9号、令和3年度井手町一般会計補正予算（第7回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） それでは、議案第9号、令和3年度井手町一般会計補正予算（第7回）につきましてご説明申し上げます。



令和3年度井手町の一般会計補正予算（第7回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,290万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億8,360万5,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、繰越明許費の補正の規定でございます。繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の補正の規定でございます。地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

それでは、3ページをご覧ください。第2表繰越明許費補正でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名、新庁舎建設事業5億1,280万円。

2款総務費、3項住民基本台帳費、事業名、住民記録システム改修34万1,000円。

3款民生費、1項社会福祉費、事業名、住民税非課税世帯等臨時特別給付金4,600万円。

6款農林水産業費、1項農地費、事業名、ため池状況調査526万円。

6款農林水産業費、1項農地費、事業名、浜・鐘付水利施設機能保全対策1,000万円。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、橋梁長寿命化事業1,800万円。

8款土木費、4項都市計画費、事業名、地籍調査400万円。

9款消防費、1項消防費、事業名、防災広場整備1,500万円。

10款教育費、2項小学校費、事業名、井手小学校保健特別対策事業90万円。

10款教育費、2項小学校費、事業名、多賀小学校保健特別対策事業90万円。

10款教育費、3項中学校費、事業名、泉ヶ丘中学校保健特別対策事業90万円。

次のページをご覧ください。

8款土木費、2項道路橋梁費、事業名、道路新設改良費、今回4,090

万円を追加し、計1億5,570万円とするものであります。

次のページをご覧ください。第3表地方債補正でございます。

起債の目的、1目総務施設整備事業債、今回1,210万円を追加し、限度額を4億4,950万円とするものであります。

次に、2目土木施設整備事業債、今回3,070万円を追加し、限度額を1億3,560万円とするものであります。

3目消防防災施設等整備事業債、今回50万円を追加し、限度額を2,400万円とするものであります。

4目臨時財政対策債、今回2,010万円を減額いたしまして、限度額を1億2,390万円とするものであります。

5目教育施設整備事業債、今回190万円を追加し、限度額を7,190万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。15款国庫支出金、補正前の額8億9,562万4,000円、補正額3,145万2,000円、計9億2,707万5,000円であります。

16款府支出金、補正前の額2億5,899万3,000円、補正額1,526万円、計2億7,425万3,000円であります。

17款財産収入、補正前の額2,004万7,000円、補正額14万6,000円、計2,019万3,000円であります。

18款寄附金、補正前の額228万9,000円、補正額559万7,000円、計788万5,000円であります。

19款繰入金、補正前の額13億1,236万2,000円、補正額2,465万1,000円の減、計12億8,771万1,000円であります。

22款町債、補正前の額7億7,980万円、補正額2,510万円、計8億490万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額60億3,070万2,000円、補正額5,290万3,000円、計60億8,360万5,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。2款総務費、補正前の額18億1,121万7,000

円、補正額 2, 131 万 7, 000 円の減、計 17 億 8, 990 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 34 万 1, 000 円、地方債の 1, 210 万円、その他の 584 万 4, 000 円、一般財源の 3, 960 万 2, 000 円の減であります。

3 款民生費、補正前の額 12 億 9, 929 万 8, 000 円、補正額 205 万 3, 000 円、計 13 億 135 万 1, 000 円、財源内訳といたしまして、その他の 10 万 1, 000 円の減、一般財源の 215 万 4, 000 円であります。

6 款農林水産業費、補正前の額 6, 502 万 2, 000 円、補正額 1, 526 万円、計 8, 028 万 2, 000 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 1, 526 万円であります。

8 款土木費、補正前の額 6 億 9, 486 万円、補正額 5, 390 万円、計 7 億 4, 876 万円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 2, 976 万円、地方債の 3, 070 万円、一般財源の 656 万円の減であります。

9 款消防費、財源組替になりまして、財源内訳といたしまして、地方債の 50 万円、一般財源の 50 万円の減であります。

10 款教育費、補正前の額 4 億 5, 316 万 4, 000 円、補正額 300 万 7, 000 円、計 4 億 5, 617 万 1, 000 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 135 万円、地方債の 190 万円、一般財源の 24 万 3, 000 円の減であります。

以上、歳出合計、補正前の額 60 億 3, 070 万 2, 000 円、補正額 5, 290 万 3, 000 円、計 60 億 8, 360 万 5, 000 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 4, 671 万 1, 000 円、地方債の 4, 520 万円、その他の 574 万 3, 000 円、一般財源の 4, 475 万 1, 000 円の減であります。

以上、簡単であります。説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） 続いて、主な事業の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） それでは、令和 3 年度井手町一般会計補正予算（第 7 回）に計上した事業の概要についてご説明申し上げます。なお、次のページは工事箇所を添付しておりますので、併せてご参照願います。

図面対照番号①、事業名、町道1号線他道路改良、事業費1,300万円、財源内訳としまして、国府支出金の7,500万6,000円、地方債の540万円、一般財源の9万4,000円。事業の概要としまして、通学路安全対策3か所であります。

図面対照番号②、事業名、町道13号線道路改良、事業費1,200万円、財源内訳としまして、国府支出金の630万円、地方債の570万円。事業の概要としまして、延長400メートルであります。

図面対照番号③、事業名、町道18号線他道路改良、事業費1,400万円、財源内訳としまして、国府支出金の735万円、地方債の660万円、一般財源の5万円。事業概要としまして、延長300メートルであります。

図面対象番号④、事業名、町道29号線道路改良、事業費190万円、財源内訳としまして、国府支出金の109万7,000円、地方債の80万円、一般財源の3,000円。事業概要としまして、延長400メートルであります。

図面対象番号⑤、事業名、橋梁長寿命化事業、事業費1,300万円、財源内訳としまして、国府支出金の750万7,000円、地方債の540万円、一般財源の9万3,000円。事業の概要としまして、補修設計5橋、補修工事1橋であります。

以上、簡単ではございますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　脇本尚憲議員。

2番（脇本尚憲）　私の方からは2点質問をさせていただきたいと思います。

補正予算（第7回）の12ページの真ん中ぐらいの町道1号線の道路改良ということで、概要としましては通学路の安全対策ということですが、具体的にどういった安全対策の道路整備をされるのか、お答えください。

続いて、13ページの下段の方の井手小学校、多賀小学校、泉ヶ丘中学校の保健特別対策事業ということで、おそらくコロナ関連の事業の備品購入だと思うんですが、具体的にどういった事業で、どういったものを備品購入をされるか、お答えください。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) ただいまのご質問に対して答弁させていただきます。

町道1号線他道路改良ということで、今回補正予算を詰めさせていただきましたけれども、通学路安全対策ということで3か所を考えております。

1か所目が、多賀の西北河原地内ほかの町道1号線で、速度抑制対策という形でポストコーン等の設置を考えております。

2か所目が、大字多賀の小字前川で、町道33-06号線で、現道幅員の横に防護柵の設置等を考えております。

3か所目は、大字多賀小字下川ほか地内で、町道33号線におきまして路肩の補強の工事をさせていただこうと思っております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 各学校の学校保健特別対策事業でございますが、児童・生徒、教職員の感染対策に必要なもの、また、感染対策等を徹底しながら、教育活動を実施するために必要な備品の購入を予定しております。具体的には、感染対策として必要な消毒液、キッチンペーパー、ポリ袋などを購入するとともに、小学校の方ではオンライン授業に必要なタブレット用のマイク、また体育館で使用する大型スロープなどを購入予定しております。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中坊 陽議員。

8番(中坊 陽) 12ページ、農林水産業費の二つの事業が予定されておりますけど、これは農業者、特に井手、多賀両土地改良区からの要望があった事業だと思うんですけど、どのようなことを予定されているのか。お願いします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、一つ目のため池状況調査についてでございます。こちらにつきまし

ては、ため池工事特措法によりまして、防災重点農業用ため池に指定されたため池については、法規定によりまして劣化状況調査を実施する必要がございます。その経費を計上するものでございます。本年度、令和3年度は岡田池と新池の調査を実施し、9月議会の丸山議員のご質問でありましたように、大正池につきましては来年度の実施を予定しておりましたが、今回、さきの国の補正予算によりまして事業費の確保ができましたので、今回計上させていただいて、令和4年度へ繰越しを行って事業を実施させていただくものでございます。大正池の劣化状況調査を実施する予定でございます。

続いて、浜・鐘付水利施設機能保全対策でございます。こちらにつきましては、近年、南谷川南側の農地である浜・鐘付の水利施設につきましては、経年劣化によりましてパイプラインの閉塞でありましたり、貯水槽からの漏水などが頻発しておりまして、営農活動の支障となっております。そこで、施設を管理されております水利組合でありましたり、土地改良区が応急的な漏水対応または閉塞が疑われる箇所の開削など、突発的な対応を実施していただいております。

ただ、毎年何らかの不具合が発生しておりまして、その状況から水利組合、また多賀土地改良区の方から要望もございまして、当該地区は今後も農地として活用していく地域と認識していることから、計画的な施設改修を行っていくものでございます。本予算に計上するものにつきましては、水利施設の調査を行いまして機能保全計画を策定して、施設の長寿命化対策を図るもので、計画策定以降につきましては、また長寿命化の工事なりを実施するという、必要であれば進めていくものでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） 質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 岡田久雄議員。

5番（岡田久雄） 12ページの橋梁長寿命化事業、これはどこの橋をされるのか、どのような内容か教えてください。それで、見ていたら5橋と書いているんですけども、これをやることによって、あとまだ残っている橋などがあるんでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 西岡建設課長。

理事（西岡 久） たゞいまのご質問にお答えさせていただきます。

橋梁長寿命化事業ということで、今回、補修設計5橋でございますけれども、5橋の名前が、下新造橋、片原橋、赤坂谷橋、下巽谷橋、山城多賀駅跨線橋、この5橋の詳細設計を考えております。

また、補修工事につきましては、下中川橋、この1橋の補修工事を今回の補正予算で充てようと考えております。

本町におきまして、橋梁の管理は全部で80橋でございます。長寿命化計画に基づきまして、順次直さなければいけないところを直しているということございまして、今回の補修設計も最終的には補修工事という形で進めていく段の設計という形で考えております。点検等々も含めまして、全部で80橋でございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） 13ページの中学校の保健対策事業で需用費が90万円と上がっていますが、小学校の需用費の事業費は、消毒液とかキッチンペーパーなどとおっしゃったんですけど、90万円って額が、小学校は備品にも使われているのに、中学校は全部需用費ですか。消毒液ですか。ほか、どんなものを使うんですか。

2点目ですが、遡って12ページの浜・鐘付ですけども、水利組合がいろいろ改修工事などがあると、一部自己負担も生じているときがあるわけですけども、これは大きな工事ですし、組合の自己負担というのは、またそれによって生じる可能性があるのかどうか。タンクは更新をされると。あのタンクは本当に古いと思っているんですけど、そう思っているのかどうかをお尋ねします。

もう1点は、町道29号線の位置づけなんですけれども、29号線を造るということが最初計画で発表されたときには、通学路とおっしゃっていたと思うんです。それがいつの間にかそちらは遅くなるし、3号線の方をぐるっと回って通学路としますという話やったんですけど、29号線は今聞くと、緊急自動車などが入れるようにするんだという話なんですけど、では、29号線ができて通学バスはずっと現在の図書館の方を回っていく。ここは通ら

ないということなんでしょうか。もし駅からずっと徒歩で通学するような児童がいた場合、この29号線を歩いていくことになるのではないかと。やっぱり通学路の位置づけなんじゃないんでしょうか。どうなんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 高江学校教育課長。

学校教育課長(高江裕之) 谷田みさお議員のご質問にお答えいたします。

本事業の活用にあたりまして各学校とも十分話をして、先ほど申しましたように、児童・生徒、教職員の感染対策、また学校での教育活動の実施について必要なものを計上というのを各学校から上げていただきました。また、他の学校が上げているものも順次学校にお知らせはしたんですけど、中学校の方は通常の予算である程度賄って、あと、全て需用費でいきたいと。買うものとしては消毒液、キッチンペーパー、手袋のほかに、手洗いの洗剤、また、給食時のエプロン、あと、ウェットティッシュ、そういったものを予定していると聞いております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまの浜・鐘付水利施設の関係でご質問にお答えいたします。

こちらにつきまして、組合の自己負担等はあるのかということでございますけれども、今回の事業につきましては機能保全計画の策定ということでございまして、予算計上させていただいている事業費につきましては全額国庫補助対象ということで、自己負担は発生する予定はございません。

また、タンクの更新につきましては、この事業によりまして調査を行いまして、今後の改修が必要なのか、修繕で行えるものかというところを調査するものでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) 町道29号線の通学路の件でございますけれども、この4月の開校に向けまして、ただいま第一工区と呼ばれているところをやっております。今回、第二工区というところにつきまして、引き続き府道までの



間を整備していくことになろうかと思えますけれども、通学路はこちらの方になると私どもも思っております、バスの方もそちらの方をいずれは通っていきたいというようなお話を聞いておるところでございます。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 浜・鐘付ですけど、今年ここで上がったのは調査して計画をつくるだけですから全額公費でやりますと。その結果、パイプラインも新しくしないといけない、タンクも更新しないといけないとなったときには、やっぱり組合の自己負担って生じてくるんですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 菱本産業環境課長。

産業環境課長(菱本嘉昭) ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今回の計画については全額国庫補助となりますけれども、調査の結果、改修等が必要になった場合は、国庫補助、府補助を除いた35%の部分を農業者、町により自己負担ということになる予定でございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) 質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田利一議員。

3番(谷田利一) 私の方から、12ページの橋梁長寿命化事業で今お聞きしたんですけども、図面で5番のところは、地域的に中川ですね。長寿命化事業というのは、そのときに橋を強化するのはいいんですけども、この橋は橋の側面というか橋の端、水止めしてあるところで、橋の両端に盛土というのか、土がどっと載ったような形になっているんですけども、そういうのも一緒に全部撤去して、掃除はされるんでしょうか。橋梁だけをされるのか。橋自体だけされ、橋の上のものは置いておくというようにされるのか。そこまでちゃんと徹底してもらえるんですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) ただいまの質問にお答えさせていただきます。

下中川橋につきましては下部工、橋台のところの断面欠損等々がございまして、その補修をする。ほか、橋面と言われております通行できるところの舗装のし直し等々も考えております。議員がおっしゃられました今の部分につきましては地覆と呼ばれるものだと思うんですけども、地覆等々も補修させていただきつつ、それをしようと思っておりますとどうしても盛土等々、土がかぶっているところにつきましては一旦どけないとできないことになりますので、一緒にさせていただこうと思っております。

以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田利一議員。

3番(谷田利一) また次、予算のときに本当は聞いたらいいんですけども、これに関連して、この橋の上下、ちょうどここから下流に向かってと上流に向かって、中央環境保全(株)がありますけども、川ののり面に、今度予算に川の浚渫が入っていると思うんですけど、浚渫というのは川の底だけを洗われるんですか。というのは、横から木が全部、川に覆いかぶさっている箇所を前にも撤去をお願いしているんですけども、浚渫というのは川底だけですか。そういう木は伐採されないんですか。お聞きします。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 西岡建設課長。

理事(西岡 久) ただいまの質問にお答えさせていただきます。

浚渫につきましては、川の底にたまっている土等々を取ることでありますけれども、川の断面として疎通能力を高めるための事業でございますので、護岸等から木が生えている等々につきましては、その工事の中で撤去することになろうかと思えます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 谷田みさお議員。

9番(谷田みさお) 9ページに防災広場のための事業債というのを起こすと。結局、繰り越すわけですけども、これはどこの防災広場のことなんでしょうか。

それと、もう一つは、11ページの住民記録システムの改修ということで

すけども、この住民記録というのは住基とかマイナンバーなどとは違う何か別のシステムがあるんですか。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 野崎住民福祉課長。

住民福祉課長(野崎裕美) 住民記録システム改修の内容につきましては、国の方が令和5年2月以降、マイナンバーカード所有者がオンラインで転出・転入手続のワンストップ化を図ることとしておりまして、そのために必要な住民基本台帳システムの改修を行うものです。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 防災広場の関係のご質問でございます。

今回、防災広場につきましては、令和3年の当初で組みました防災広場整備、具体的に申しますと、玉泉苑の東側の事業に係る起債の協議をしている中でこれだけ借りれるということで増額になりましたので、今回補正で計上をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

議長(西島寛道) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第9号、令和3年度井手町一般会計補正予算(第7回)を採決します。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩します。15分まで。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時15分

議長（西島寛道） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第11、議案第10号、令和3年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課参事。

上下水道課参事（仁木 崇） それでは、議案第10号、令和3年度井手町多賀地区簡易下水道事業特別会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）は、次に定めるところによる。

第1条、繰越明許費の規定であります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

それでは、1ページをお開き願います。第1表繰越明許費であります。

2款事業費、1項建設事業費、事業名、建設事業費、400万円。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） この400万円はどのような事業に充てるお金ですか。

簡易水道と上水道とを統合するために、新しくできる国道沿いに管を入れるというので、800万円の事業費というのを組んでいたのを1回繰り越したと思うんですけど、それとの関連はどうなっていますか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課参事。

上下水道課参事（仁木 崇） まず、今回の繰越明許費の内容でございますけれども、こちらの事業につきましては国道24号城陽井手木津川バイパスへの送配水管整備に係る詳細設計業務といたしまして、当初予算に計上させて

いただいたものでございます。その後、国道バイパスルートに進捗に伴いまして、本町におきましても業務を行う予定でございましたが、今年度内での執行の見通しが立たない状況でございました。そのような状況の中、山城多賀駅前商業施設の計画が進んできたことから、同施設への配水管を早期に整備する必要が生じたため、同施設関連への詳細設計業務を実施させていただき、今回、翌年度への繰り越し願いたく、補正予算を計上させていただいたところでございます。

次に、800万円ということでございますけれども、こちらは令和2年度の予算で計上させていただきまして、令和3年度へ繰越しをさせていただいております。こちらは国道バイパスへの基本設計の部分でございまして、今現在、今年度中にその基本設計を仕上げさせていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第10号、令和3年度井手町多賀地区簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）を採決します。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第11号、令和3年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） それでは、議案第11号、令和3年度井手町介

介護保険特別会計補正予算（第2回）につきましてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の介護保険特別会計補正予算（第2回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,802万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

なお、今回の補正につきましては、要支援認定者の方のデイサービスとヘルパーの利用が増加したことにより給付費に不足が見込まれるためや、基金運用益の積立てに係る所要額の補正を行うものであります。

それでは、3ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。1款保険料、補正前の額1億5,802万円、補正額64万5,000円、計1億5,866万5,000円であります。

3款国庫支出金、補正前の額2億1,197万8,000円、補正額84万2,000円、計2億1,282万円であります。

4款支払基金交付金、補正前の額2億2,256万3,000円、補正額83万7,000円、計2億2,340万円であります。

5款府支出金、補正前の額1億2,521万2,000円、補正額38万8,000円、計1億2,560万円であります。

6款財産収入、補正前の額1万8,000円、補正額2万2,000円、計4万円あります。

7款繰入金、補正前の額1億6,133万7,000円、補正額38万8,000円、計1億6,172万5,000円あります。

以上、歳入合計、補正前の額9億1,490万2,000円、補正額312万2,000円、計9億1,802万4,000円あります。

次に4ページをお開きください。

歳出であります。3款地域支援事業費、補正前の額5,811万3,000円、補正額310万円、計6,121万3,000円、財源内訳といたしまして、国府支出金の123万円、その他の148万2,000円、一般財源の38万8,000円あります。

4 款基金積立金、補正前の額 1 万 8, 0 0 0 万円、補正額 2 万 2, 0 0 0 円、計 4 万円、財源内訳といたしまして、その他の 2 万 2, 0 0 0 円であります。

以上、歳出合計、補正前の額 9 億 1, 4 9 0 万 2, 0 0 0 円、補正額 3 1 2 万 2, 0 0 0 円、計 9 億 1, 8 0 2 万 4, 0 0 0 円、財源内訳といたしまして、国府支出金の 1 2 3 万円、その他の 1 5 0 万 4, 0 0 0 円、一般財源の 3 8 万 8, 0 0 0 円であります。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお）　デイサービスなどヘルパーの利用が増えたということが原因だとおっしゃったんですけども、第 6 波のコロナの感染拡大に当たってデイサービスの利用など、ヘルパーも来られる予定の日だったけれども実際来られなくなったなど、デイサービスへ行ったらいつもより人が少なかったなど、いろいろ聞くんですけども、そういう影響が出ていて逆に利用が減っているんじゃないかと思っていたんですけど、この補正予算は第 6 波で利用の増減があったというようなことは反映されていないのか。町内の高齢者施設でコロナの影響で実際業務が行えなくなったなど、そういう影響が出ているというようなことをつかんでおられたらお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道）　寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）　ただいまのご質問にお答えいたします。

要支援認定者のサービス利用なんですけど、こちらの方は実際に利用された実績を基に算出しているものでございます。現場の方に聞いておりますと、真にサービスが必要な方に対してはサービスが提供されておまして、ご自宅で家族等が介護の方をできる方については、コロナ禍ということでサービスの利用を控える方もいらっしゃいますが、今回補正させていただくのは実績を基に算出したものでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9番（谷田みさお） これは要支援の方だけというので分かったんですけど、今の答弁の仕方を聞くと、真に必要な方以外はというようなことになると、実際本当に必要じゃない人がサービスを申し込んで受けているかのように聞こえるじゃないですか。真に必要な方はちゃんと受けてもらっていますという言い方はもう1回、答弁を改めてもらった方がいいんじゃないですか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 真にサービスというのは、家族等が見ることができない方というもので答弁させていただいたところでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第11号、令和3年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道） 挙手全員です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第12号、令和3年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課参事。

上下水道課参事（仁木 崇） それでは、議案第12号、令和3年度井手町



公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）につきましてご説明申し上げます。

令和3年度井手町の公共下水道事業特別会計補正予算（第3回）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正の規定であります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,941万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,828万9,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方債の補正の規定であります。地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

それでは、3ページをお開き願います。第2表地方債補正であります。

起債の目的、下水道事業債、今回60万円を追加し、限度額を1億1,450万円とするものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、従前と変わりございません。

次のページをご覧ください。歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にてご説明申し上げます。今回、補正のある箇所のみご説明申し上げます。

歳入であります。3款繰入金、補正前の額2億3,452万円、補正額3,001万5,000円の減、計2億450万5,000円であります。

6款町債、補正前の額1億1,390万円、補正額60万円、計1億1,450万円であります。

以上、歳入合計、補正前の額5億5,770万4,000円、補正額2,941万5,000円の減、計5億2,828万9,000円であります。

次のページをご覧ください。

歳出であります。1款総務費、補正前の額1億7,206万9,000円、補正額3,000万円の減、計1億4,206万9,000円、財源内訳といたしまして、一般財源の3,000万円の減であります。

2款事業費、補正前の額1億5,699万8,000円、補正額58万5,000円、計1億5,758万3,000円、財源内訳といたしまして、地方債の60万円、一般財源の1万5,000円の減であります。

3款公債費、財源組替でありまして、財源内訳といたしまして、その他の3,001万5,000円の減、一般財源の3,001万5,000円であ

ります。

以上、歳出合計、補正前の額 5 億 5, 770 万 4, 000 円、補正額 2, 941 万 5, 000 円の減、計 5 億 2, 828 万 9, 000 円、財源内訳といたしまして、地方債の 60 万円、その他の 3, 001 万 5, 000 円の減であります。

以上、簡単であります、説明に代えさせていただきます。

議長（西島寛道） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 谷田みさお議員。

9 番（谷田みさお） 7 ページですが、木津川流域の下水道の維持管理負担金というのが 3, 000 万円も減額ということは 2 割近い減額なんですけれども、これは流した水の量と比例するような話があったと思うんですけれども、なぜここまで減額になるのか、原因をお願いします。

（挙手する者あり）

議長（西島寛道） 仁木上下水道課参事。

上下水道課参事（仁木 崇） 今回の減額幅でございますけども、こちら、予算の取り方が一つ要因となっております。令和 2 年度につきましては、今までの汚水の流量の実績見合いを勘案いたしまして、それで予算額を計上していたところでございますけども、令和 3 年度につきましては、木津川流域の財政計画にございます計画水量というものがございまして、この水量を基に予算取りをさせていただきます、令和 3 年度で 1 億 300 万円、令和 2 年度で申し上げますと 8, 600 万円、確定額が、令和 2 年度が 8, 100 万円、令和 3 年度が 7, 200 万円ということで、今回、予算額から見ますと大きく減額しているところでございます。

以上でございます。

議長（西島寛道） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（西島寛道） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(西島寛道) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第12号、令和3年度井手町公共下水道事業特別会計補正予算(第3回)を採決します。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(西島寛道) 挙手全員です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、発議1号、ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議する決議を議題とします。

発議第1号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(西島寛道) 中坊 陽議員。

8番(中坊 陽) 8番、中坊 陽です。

発議第1号。

井手町議会議長、西島寛道様。

提出者、井手町議会議員、中坊 陽。

賛成者、井手町議会議員、谷田利一。

ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議する決議。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

決議文を読み上げて、提案理由といたします。

ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議する決議。

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、核兵器の使用も辞さない構えを示唆し、国際社会の平和と安全を著しく脅かすものであり、いかなる理由があろうとも、この国連憲章に違反する行為は、非核・平和都市を宣言している井手町として、断じて容認できるものではない。

国連総会でもロシアを非難し、即時撤退を求める決議が圧倒的多数で採決された。

核兵器の廃絶と世界の恒久平和を願う井手町は、ロシアによる攻撃やウクライナの主権侵害に厳重に抗議し、これ以上人々の尊い生命と平和な生活が奪われることのないよう、即時の戦闘停止とロシア軍の無条件の撤退を求め、国際法に基づく誠意を持った対応を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月7日。

京都府井手町議会。

以上です。

議長（西島寛道）　　これで提案理由の説明を終わります。

本件につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行います。

これから、発議第1号、ロシアによるウクライナ軍事侵攻に抗議する決議を採決します。

発議第1号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（西島寛道）　　挙手全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は3月9日午前10時から会議を開きます。大変ご苦労さまでございました。

散会　午後　3時35分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長           西 島 寛 道

署名議員       脇 本 尚 憲

署名議員       谷 田 み さ お